

第2次亀山市総合計画 後期基本計画
(骨子案)

令和3年11月

< 目次 >

序 章	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の構成と期間	1
3 社会経済情勢の変化	2
4 市の現状	5
5 市民意識の変化	12
6 前期基本計画の総括	14
第1章 まちづくり編	21
1 快適さを支える生活基盤の向上	21
2 健康で生きがいを持てる暮らしの充実	43
3 交通拠点性を生かした都市活力の向上	59
4 子育てと子どもの成長を支える環境の充実	71
5 市民力・地域力の活性化	79
第2章 行政経営編	89
行政経営	89

序章

1 計画策定の趣旨

本市は、平成27年6月に「亀山市総合計画条例」を制定し、総合計画の根拠や市の最上位計画としての位置付け、計画策定の義務付け等を定めました。この条例制定により、平成29年3月には、同条例に基づく最初の総合計画となる「第2次亀山市総合計画」を策定し、基本構想に掲げる将来都市像『歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま』の実現に向け、前期基本計画を推進し、積極的なまちづくりを展開してきました。

こうした中、令和3年度で前期基本計画の計画期間が終了することから、引き続き、将来都市像の実現に向けたまちづくりを推進していくため、亀山市総合計画条例第3条の規定により、後期基本計画を策定するものです。

2 計画の構成と期間

第2次亀山市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層構造で構成しています。また、後期基本計画の計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4年とします。

総合計画	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
基本構想 (市の将来像及びこれを達成するための政策の大綱を示したもの)	← 9 年 →								
基本計画 (基本構想に基づいて地域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策及び手段を示したもの)	← 前期 5年 →					← 後期 4年 →			
実施計画 (基本計画の具体的な実施に関して策定する計画)	← 第1次 3年 →		← 第2次 3年 →			← 4年 →			

3 社会経済情勢の変化

(1)人口減少と少子高齢化の進行

- 我が国の人口は、2008(平成20)年の1億2,808万人をピークに減少局面に転じ、本格的な人口減少過程にあります。
- 2020年(令和2年)の年間出生数は約84万人と過去最少を5年連続で更新し、令和2年国勢調査人口速報も、前回調査(平成27年)に続いて減少し、その減少数は86万8千人(0.7%減)となるなど、人口減少の加速化が危惧されています。
- 将来推計では、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040(令和22)年には、老年人口がピークを迎え、年少人口・生産年齢人口も減少し続け、2030(令和12)年の年少人口比率は約1割と見込まれるなど、少子高齢化についても深刻化が懸念されます。
- 人口減少と少子高齢化が進行すると、高齢者を支える若い世代の負担が増えるだけでなく、消費の縮小、労働力の減少、地域活力の低下、社会保障費の増加など、幅広い分野にマイナスの影響が及ぶことから、人口減少と少子高齢化に歯止めをかけるための対策が求められています。

(2)新型コロナウイルス感染症の世界的流行

- 新型コロナウイルスの感染拡大が長期化し、世界各地で変異株の出現やブレイクスルー感染がみられるなど、感染症対策に万全を期さなければならない状況が続いています。
- 長期化する感染症の影響は、健康医療、地域経済、雇用、教育、福祉、地域交通、観光、地域文化、地域コミュニティ、地方財政など、社会経済活動の様々な分野に及び、社会的ダメージとともに社会的分断と軋轢をも生み出しています。
- 行動変容と価値観の変化の中で、制約を新たな日常(ニューノーマル)として受け入れ、デジタル技術などを活用して生活や仕事のスタイルを変えていくことで、社会や経済を活性化させようとする動きがみられます。
- 段階的に感染症への対応局面が変化していく中で、その動向を見極めつつ、的確かつ迅速な総合対策を継続的に展開しつつ、生活や仕事のスタイルとともに社会や地域のしくみも「ポストコロナ時代のニューノーマル」へ移行していくことが求められています。

(3)デジタル社会の進展

- IoT、AI(人工知能)、RPA、5G通信、ビックデータなど、デジタル技術の革新は著しく、国は、こうした新技術を効果的に取り入れることで、経済発展と社会的課題の解決を図り、一人ひとりが快適に活躍できるSociety5.0(超スマート社会)の実現を目指しています。2030年代には、サイバー空間とフィジカル空間の一体化が更に進展すると予測され、強靱で活力ある社会の実現が期待されています。
- デジタル技術の革新は、民間企業のビジネスモデルの改革を促し、新たな製品や革新的なサービスの実現に寄与しています。一方、コロナ禍において行政のデジタル化の遅れが顕在化する中、国は、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図るため、新たに「デジタル庁」を設置しました。地方自治体にはDXによる業務の効率化やサービスの向上等が期待されることから、自治体DX推進計画等を進めていくこととしており、加速度的に進行するデジタル変

革への的確な対応が求められています。

(4)災害リスクの高まりと国土強靱化の促進

- 今後30年以内に南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生する確率は70%程度とされています。また、近年では、線状降水帯の発生等、短時間強雨の発生回数が増加し、大規模な土砂災害や河川氾濫を引き起こすなど、全国的に災害リスクが高まっています。
- 東日本大震災、熊本地震などの度重なる大規模自然災害の教訓から、事後対策(復旧・復興)ではなく、最悪のリスクシナリオを踏まえた「強さ」と「しなやかさ」を備えた国土構築が喫緊の課題となっています。そうした国土強靱化と防災・減災の取り組みの加速化・深化を図ることで、市民の生命と財産を守り、社会機能を維持できる災害に強いまちづくりが求められています。
- コロナ禍における感染症と自然災害の同時被害など、複合災害への的確な対応も急務です。

(5)持続可能な開発目標(SDGs)の広がり

- 気候変動やさまざまな分断が国際社会で問題になる中、普遍性・包摂性・参加性・統合性・透明性を基本とする持続可能な開発目標(SDGs)への関心が高まっています。多様性を踏まえた包容力のある社会的なつながりの必要性や、コロナ禍で都市の持続可能性が一層重視される中で、SDGsの取り組みが官民を問わず広がっています。
- 地方都市においても、環境・経済・社会の好循環を目指す「SDGs未来都市」が拡大しつつあり、人口減少という課題の中で包摂性のある持続可能なまちづくりが必要であるという観点からも、国際目標の達成に向けた各自治体レベルの取り組みが求められています。

(6)脱炭素社会の実現に向けた取り組みの加速化

- 近年、気候変動、海洋プラスチックごみ汚染、生物多様性の喪失など、地球環境問題が顕在化する中、地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」に基づく脱炭素社会の実現に向けた世界的潮流が加速しています。
- 我が国は、年間12億トンを超える温室効果ガスの排出量を、2050年までにゼロにする「カーボンニュートラル(脱炭素社会)」の実現を目指し、2030年度には、温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標を掲げています。この目標は省エネや再生可能エネルギーの増強だけで達成することは難しいとされ、人びとの生活を脱炭素型ライフスタイルに転換することが必要であることから、将来を見据えた脱炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

(7)人生100年時代の到来と働き方改革

- 我が国の平均寿命は年々延伸しており、令和2年簡易生命表によると、男性が81.64年、女性が87.74年となり、人生100年時代とも言われるようになっていきます。
- QOLの向上や健康寿命を延伸させ、人生100年時代を安心して暮らすことができる環境づくり、生涯にわたる学びの場やそれらを生かし活躍できる場づくりが求められています。
- 労働人口の減少が進む中、女性、高齢者、障がい者など、誰もが働きやすい職場づくりに向けた環境整備や70歳までの就業機会の確保などの動きが進んでいます。

- エイジフリーで活躍できる社会づくりに向け、ライフステージに応じた多様な働き方や、コロナ禍におけるテレワークの拡大など新しい働き方も増加しつつあり、こうした働き方改革に向けた取り組みが求められています。

(8)地方創生の推進

- 国は、2020(令和2)年12月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、将来にわたる「活力ある地域社会の実現」と「東京一極集中の是正」を目指すとともに、同戦略の「基本方針2021」の中でも、新型コロナウイルス感染症の影響によって生じた意識・行動変容を踏まえたひと・しごとの流れの創出という方向性のもと、「ヒューマン」・「デジタル」・「グリーン」の視点を重点に据えた地方創生の取り組み支援を打ち出すなど、ポストコロナ時代を見据えた多核連携型の国づくりへの変革を進めています。
- 地方においては、人口減少に伴う地域経済及び地域コミュニティの縮小等の負のスパイラルに陥らないよう、移住・定住の促進、関係人口の確保、雇用の創出、子育て支援など、様々な地方創生の取り組みの推進が求められています。

(9)スーパーメガリージョンの実現に向けた連携

- 2027年の開業に向けて先行区間(品川・名古屋間)において建設工事が進められるリニア中央新幹線が全線開業することにより、東京・名古屋・大阪の三大都市圏が約1時間で結ばれることになります。これにより、人口約6,500万人の世界を先導するスーパーメガリージョン(巨大都市圏)が形成され、多様な対流と価値創造の可能性の向上につながることが期待されています。
- 「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」において本市がリニア県内駅位置候補に決定されるなど、リニア誘致が新たな局面を迎えていることから、将来を見据えた広域的な連携が求められています。

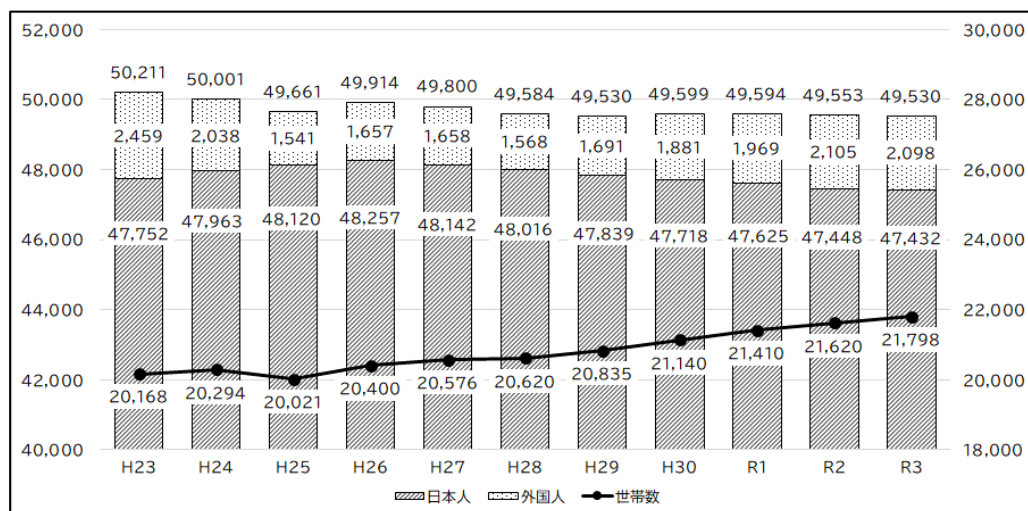
4 市の現状

(1)人口の動向

◆人口・世帯数の推移

本市の人口は減少傾向にあり、平成26年と平成30年には若干の上昇がみられましたがそれ以外の年では減少し続けています。一方、世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの人員数が減少しています。

図1 人口及び世帯数の推移

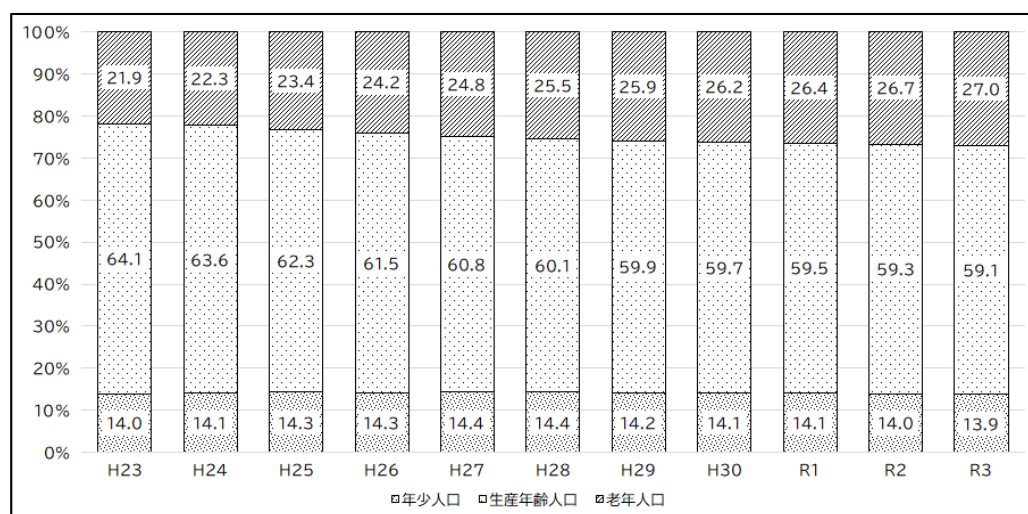


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

◆年齢3区分別割合の推移

本市の年少人口比率は全国的にも高い割合で推移しています。一方、老年人口の割合は年々増加しており、令和3年には27.0%に達するなど少子高齢化が進行しています。

図2 年齢3区分別割合の推移

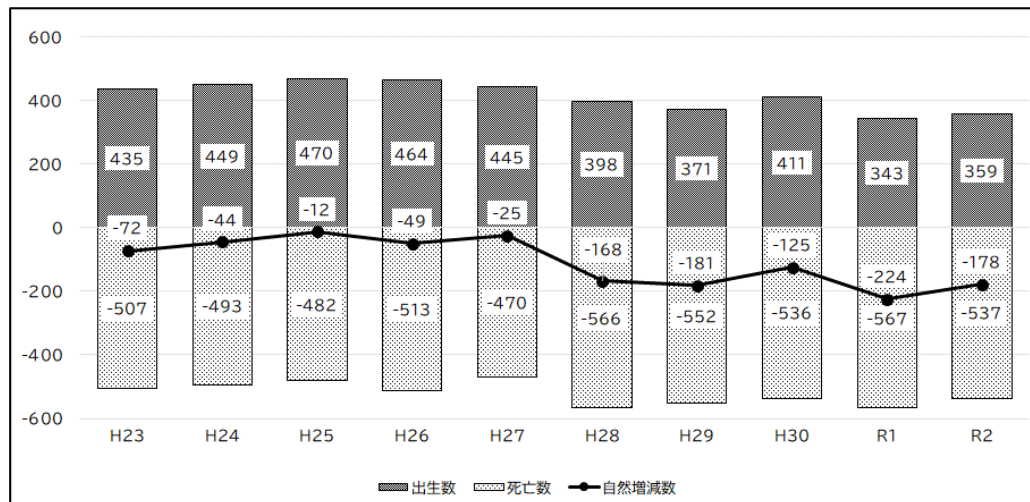


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

◆自然増減の推移

本市の令和3年度の出生数は359人で、450人前後で推移していた平成27年度までと比べると年間で約100人減少しています。一方、死亡数は500人前後で振れながらも全体では増加傾向にあり、死亡数が出生数を上回る「自然減」で推移しています。

図3 出生数及び死亡数の推移

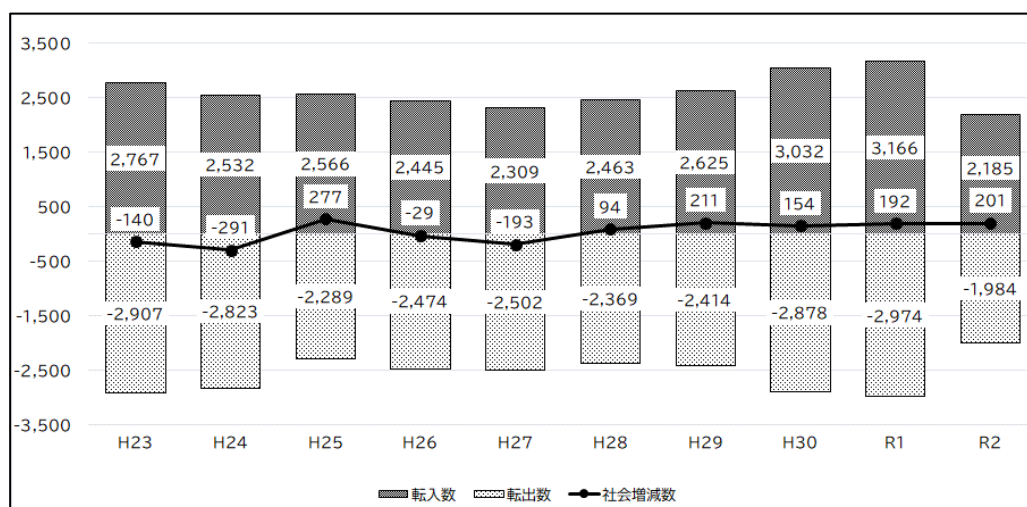


資料：住民基本台帳（各年度）

◆社会増減の推移

転入数、転出数とも約2,000人から約3,000人の間を上下しており、平成28年度からは転入数が転出数を上回る「社会増」で推移しています。

図4 転入数及び転出数の推移

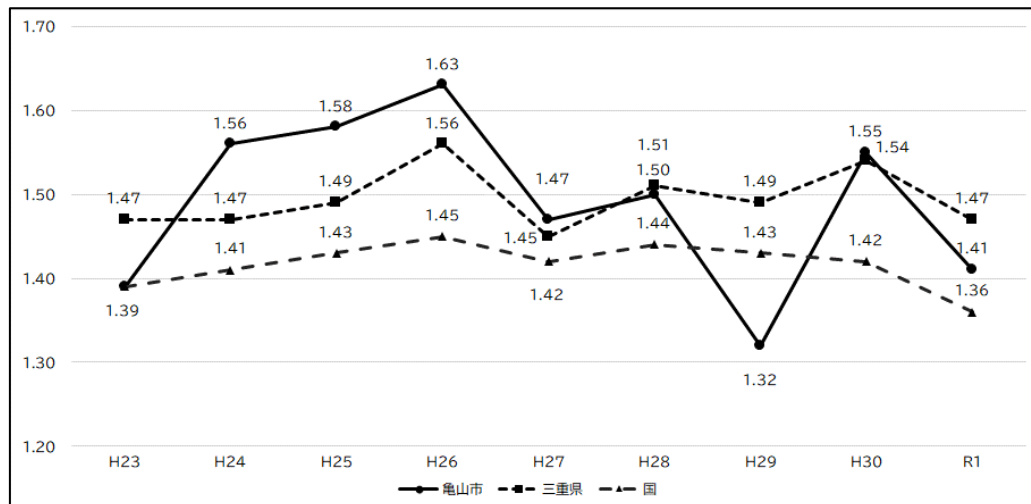


資料：住民基本台帳（各年度）

◆合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成23年から平成26年まで上昇し続け、県や国を上回って推移していましたが、その後は上下を繰り返しています。全体の傾向としては、国は横ばい、県は緩やかな上昇傾向にある一方で、本市は緩やかな下降傾向にあります。

図5 合計特殊出生率の推移



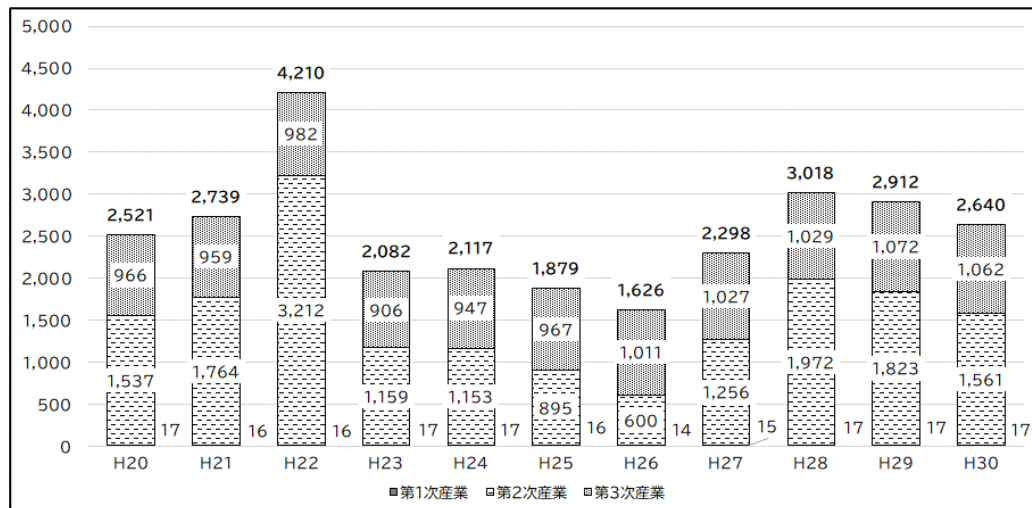
資料：亀山市：県衛生統計年表、国・県：人口動態調査（各年）

(2)経済・雇用

◆市内総生産の推移

本市の市内総生産は、平成22年をピークにその後リーマンショックや液晶関連企業の動向の影響を受け大きく減少し、その後増加しています。第1次産業は横ばい、第3産業は増加傾向にある一方、製造業を中心とした第2次産業は、景気の動向を受け大きな増減を繰り返しています。内陸工業都市である本市は、第2次産業の動向が市内経済状況に大きな影響を与えています。

図6 産業別生産額の推移

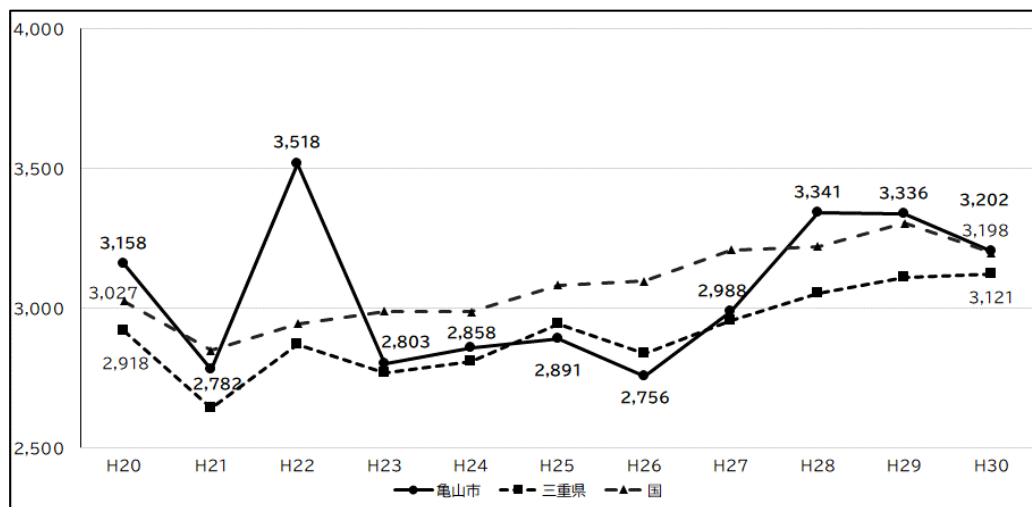


資料：三重県の市町民経済計算（各年）

◆1人当たり市民所得の推移

本市の一人当たりの市民所得は、平成27年までは県とほぼ同水準の2,800千円から3,000千円で推移しており、国を下回っています。しかし、平成28年に急激に増加しており、以後は国・県を上回っています。

図7 市民所得の推移

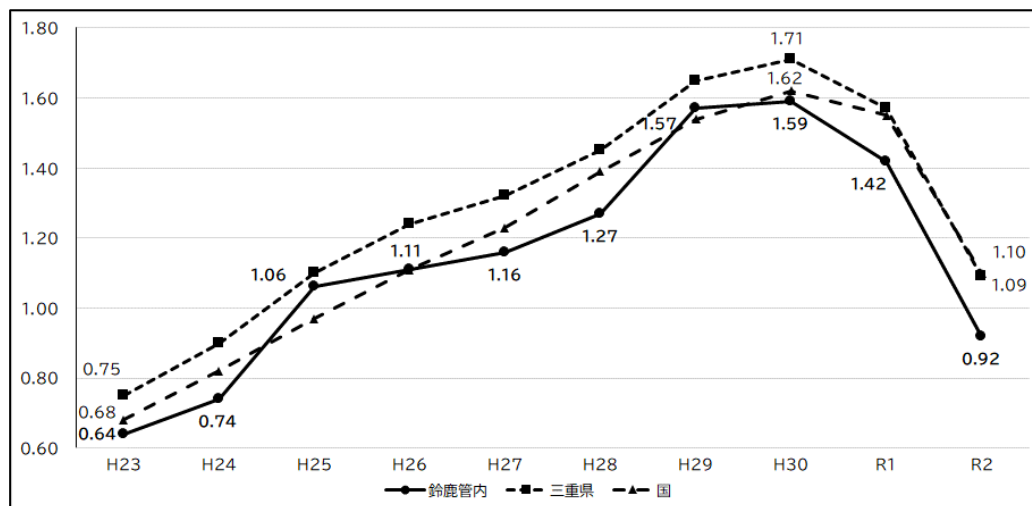


資料：国民・県民・市町民経済計算（各年）

◆有効求人倍率の推移

本市が属する鈴鹿管内の有効求人倍率は、平成23年の0.64から上昇し、平成30年には1.59に達しています。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年には0.92まで下降しています。

図8 有効求人倍率の推移



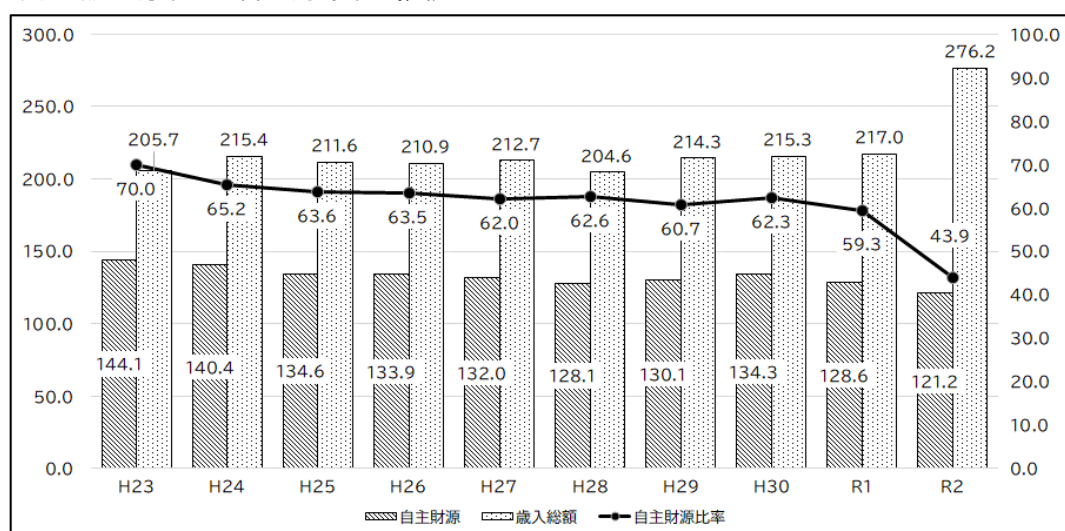
資料：三重労働局 労働市場月報（年度平均）

(3)財政

◆歳入の状況

本市の歳入総額は210億円前後で推移する一方、市税などの自主財源額は減少傾向にあります。また、令和2年の歳入総額は276.2億円で、国の新型コロナウイルス感染症対策の影響を受け、大幅に増加しています。

図9 歳入総額及び自主財源額の推移

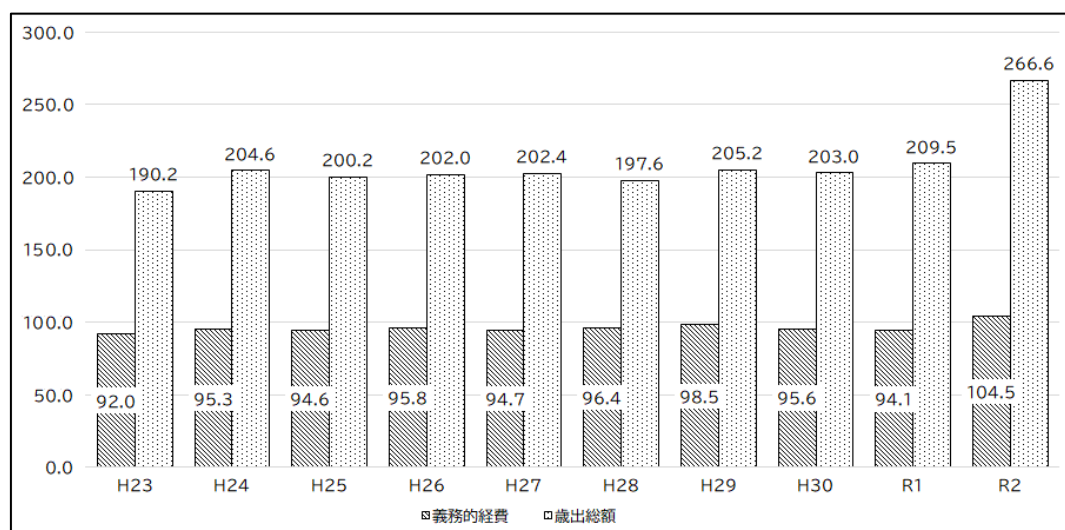


資料：財務課(各年度)

◆歳出の状況

本市の歳出総額は200億円前後で推移する一方、義務的経費は増加傾向にあります。また、令和2年の歳出総額は266.6億円で、国の新型コロナウイルス感染症対策の影響を受け、大幅に増加しています。

図10 歳出総額及義務的経費の推移

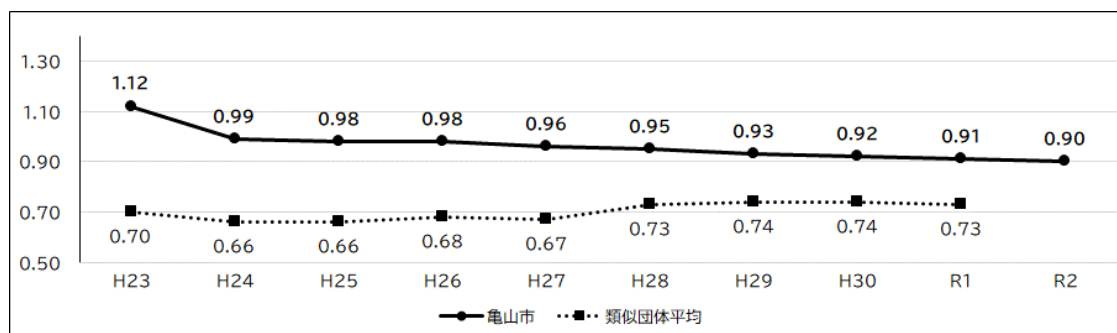


資料：財務課(各年度)

◆財政構造指標の推移

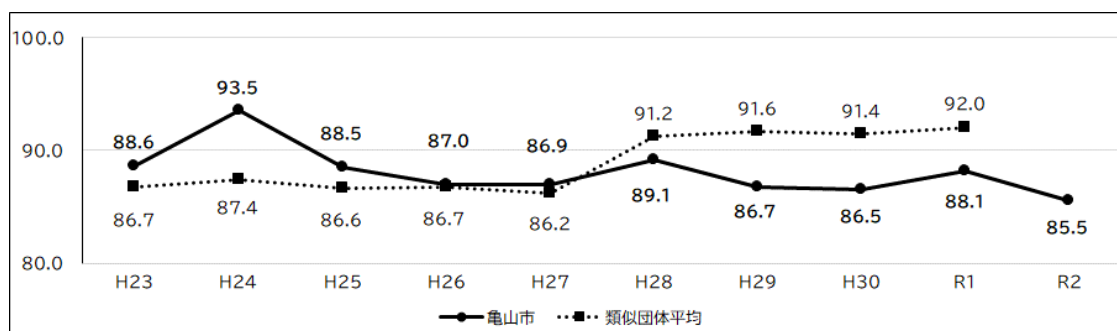
主要な財政指標をみると、自治体の財政力を示す財政力指数については平成24年度に1を下回って以後、下降傾向にあります。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は87%前後で推移していましたが、令和2年度は85.5%と好転しています。財政構造の硬直度高いを表す公債費負担比率は減少傾向にあり、総じて財政の健全性は確保されています。

図11 財政力指数の推移



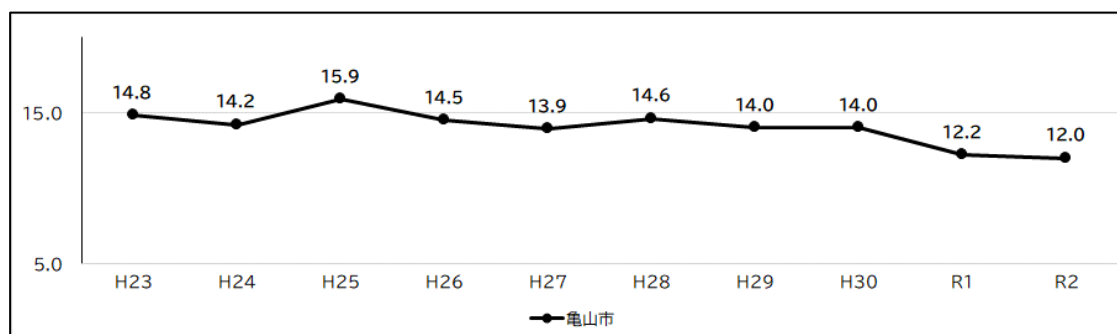
資料:財務課(各年度)

図12 経常収支比率の推移



資料:財務課(各年度)

図13 公債費負担比率の推移



資料:財務課(各年度)

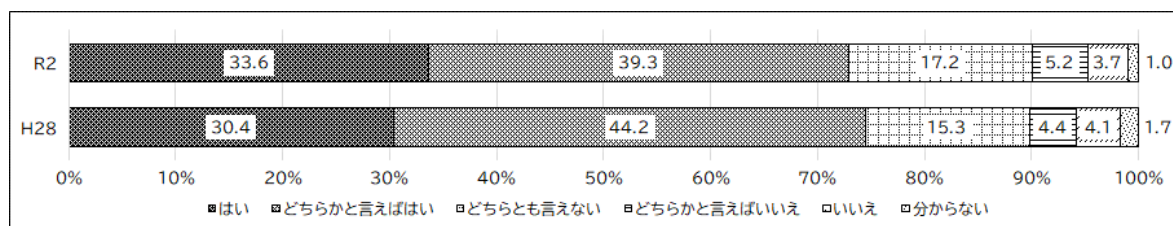
5 市民意識の変化

後期基本計画を策定するに当たり、前期基本計画の施策推進に対する満足度などの市民意向を調査・分析するため、令和2年8月から9月にかけて市民アンケート調査を実施しました。その主な内容は次のとおりです。

【調査の概要】 調査対象 住民基本台帳より層化多段無作為抽出した市民1,200人
回収数 674（回収率56.2%）

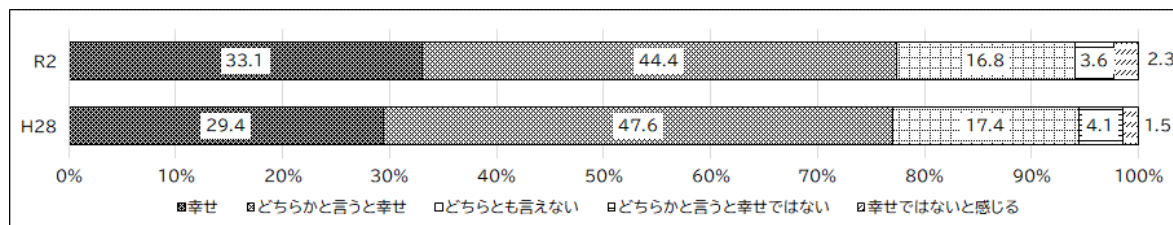
◆亀山市の住み良さ

「亀山市を住みやすいと感じますか」との問いに対し、「はい」「どちらかと言えばはい」と答えた市民の割合は、72.9%となっており、平成28年調査から1.7ポイント低くなっています。



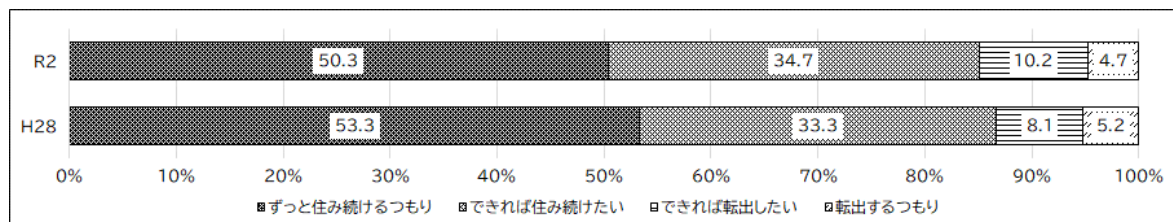
◆市民の幸福感

現在の幸福感について「幸せを感じる」「どちらかと言うと幸せを感じる」と答えた市民の割合は77.5%となっており、平成28年調査から横ばいとなっています。



◆亀山市への定住意向

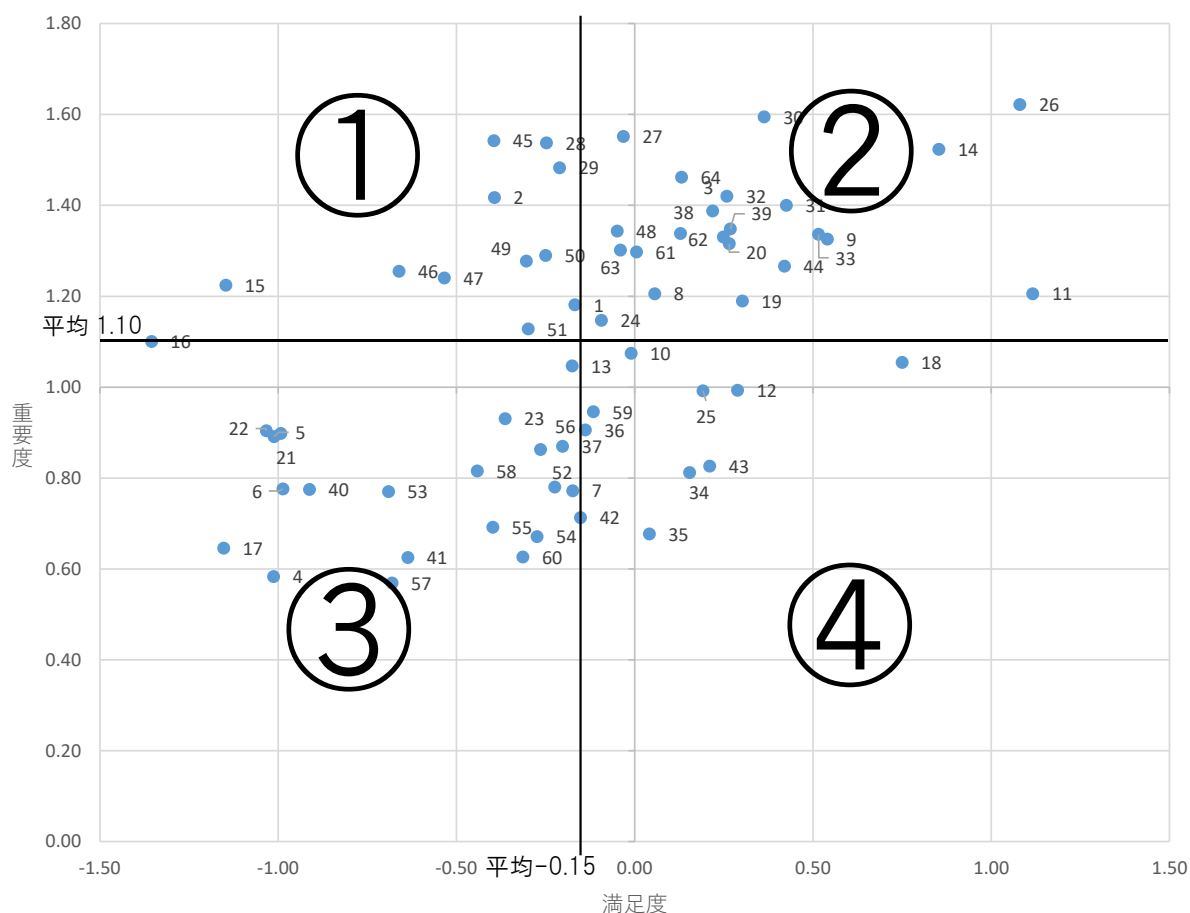
亀山市に「ずっと住み続けるつもり」「できれば住み続けたい」と答えた定住意向を示す市民の割合は85.0%となっており、平成28年調査からやや低下しています。



◆現状評価と取組の重要度

各分野における市民の市政に対する現状評価と取組の重要度を、評価得点により数値化して整理しています。重要度が高い項目のうち、「雇用」や「公共交通」「健康医療福祉」関連の満足度が低く、「環境」「学び・子育て」「行政運営」関連の満足度が高くなっています。また、平成28年調査と比較すると、働く場や学校教育に対する満足度の高まりが見られた一方で、ボランティア活動や地域活動の盛んさに対する満足度は低下しています。

図14 満足度と重要度の分布図



①重要度が高く満足度が低い	②重要度が高く満足度が高い	③重要度が低く満足度が低い	④重要度が低く満足度が高い
1 企業活動の活性化 2 働く場の充実 15 鉄道の利便性 16 バスの利便性 28 犯罪防止対策 29 交通安全対策 45 医療機関の充実 46 バリアフリーの充実 47 高齢者にやさしい生活環境づくり 49 障がい者自立支援の充実 50 障がい者福祉サービスの充実 51 地域助け合いが活発	3 買い物しやすい 8 地球環境保全の推進 9 ごみ減量等の推進 11 自然環境の豊かさ 14 生活排水の適正処理 19 幹線道路の整備 20 生活道路の整備 24 快適な居住環境整備 26 おいしい水道水の供給 27 防災・災害対策 30 消防・救急体制 31 学校施設設備 32 学校教育内容 33 青少年見守り活動 38 子育て相談、保育 39 子育て環境の整備 44 健康・各種検診の充実 48 介護サービスの充実 61 公平・公正な市政運営 62 窓口サービスの向上 63 市職員資質・能力の高さ 64 健全な財政運営	4 外食店等の充実 5 余暇スペース等の充実 6 産官学民の連携 7 農林業振興 13 自然と調和した開発推進 17 乗合タクシーの利便性 21 亀山駅周辺の整備 22 魅力的な市街地形成 23 まちなみ景観形成 27 スポーツ施設の充実 40 観光施設の充実 41 芸術文化機会の充実 42 歴史文化をいかしたまちづくり 52 市民参加のまちづくり 53 若者参加のまちづくり 54 地域活動の活性化 55 ボランティア活動が活発 56 男女共同参画環境の充実 57 多文化共生による交流が活発 58 人権啓発の推進 60 地域個性の尊重	10 里山農地等の保全 12 自然とのふれあい機会充実 18 高速道路網の整備 25 公園緑地等の充実 34 生涯学習講座 35 公民館等施設及び行事内容 36 図書館の充実 43 歴史的なまちなみ保存 59 行政情報の入手しやすさ

評価得点とは、各項目への回答に対して以下の点数を付与し、「わからない」「回答なし」を除く回答数を分母として平均値を算出したものです。

満足度…そう思う[2点] やや思う[1点] どちらとも言えない[0点] あまり思わない[-1点] そう思わない[-2点]
 重要度…重要[2点] やや重要[1点] どちらとも言えない[0点] あまり重要ではない[-1点] 重要ではない[-2点]

6 前期基本計画の総括

前期基本計画では、5つの施策の大綱に行政運営を加えた6つの柱に、30の基本施策、329の施策を位置付けるとともに、5つの戦略プロジェクトを設定し、将来都市像「緑の健都 かめやま」の実現に向けた取り組みを推進してきました。

前期基本計画における令和2年度末時点の主な成果と課題は次のとおりです。

(1) 快適さを支える生活基盤の向上

活力ある市街地の形成に向け、市街地再開発組合と連携してJR亀山駅周辺の整備に着手するとともに、亀山地区と関地区を結ぶ市道野村布気線の開通や乗合タクシー制度の導入により、交通利便性の向上を図りました。また、鈴鹿川等源流域保全の機運醸成等に向け、「鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例」を制定し、産学民官が一体となった環境保全活動を行うとともに、「関の山車」の保存や祭囃子の伝承活動の拠点となる「関の山車会館」の整備を行うなど、本市が誇る自然や歴史を次世代に継承する取り組みを進め、長期間に亘って発掘調査を行ってきた「鈴鹿関」については令和3年3月に国の史跡に指定されています。

一方、増加する空き家への対応や防災情報伝達システムの構築、地球温暖化防止対策の推進、多面的な機能を持つ農地や森林の保全などが課題となっています。

■ 主な事業

亀山駅周辺整備事業	地域生活交通再編事業
西野公園改修事業(公園施設)	地震対策・木造住宅補強事業
民間活用市営住宅事業	ごみ溶融処理施設大規模整備事業
公共下水道施設整備事業	「関の山車」会館整備事業
都市計画道路整備事業(野村布気線)	鈴鹿関跡学術調査事業

■ 主な成果指標の達成度

指標	現状値 (H27)	実績値 (R2)	目標値 (R3)	達成度
用途指定地域内の宅地面積	674.9ha	678.5ha	682ha	99%
空き家情報バンクの契約成立件数(累計)	8件	23件	30件	77%
汚水処理人口普及率	86.2%	88.6%	90%	98%
都市計画道路の整備率	58.1%	65.1%	70.0%	93%
市コミュニティ系バス及び乗合タクシーの利用者数	99,645人	74,246人	102,000人	73%
木造住宅の耐震化率	84.9%	90.3%	91.2%	99%
1人1日当たりのごみ排出量	995g/人・日	967g/人・日	919g/人・日	95%
環境林整備面積	1,187ha	1,581ha	1,700ha	93%
伝統的建造物群保存地区内の街道に面した建造物の修理修景事業の完了率	56.0%	59.9%	60%	99%
国・県・市の指定等を受ける市内の文化財の数	132件	136件	135件	101%

(2)健康で生きがいを持てる暮らしの充実

亀山市社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の福祉課題を解決する仕組みづくりを進めるとともに、「かめやま健康マイレージ事業」の展開などを通じて、主体的に健康づくりに取り組める環境づくりを行いました。また、医療センターでは、施設の長寿命化や機器の更新による機能強化を図るとともに、地域包括ケアシステムの実現に向けた地域包括ケア病床や訪問看護ステーションの設置を行いました。さらに、新型コロナウイルス感染症対策においては、市の対策本部を設置し総合的な感染症対策を講じるとともに、亀山発熱検査外来の開設など医療体制の充実に取り組みしました。

一方、学びの充実に向け、地域人材の育成を目的とした「かめやま人キャンパス」を開講するとともに、JR亀山駅前での新図書館整備を進めました。このほか、かめやま文化年プロジェクトにより積極的に文化政策を推進するとともに、全国高等学校総合体育大会の開催等によるスポーツ文化の浸透や西野公園の運動施設等の充実を図りました。

一方、ボランティアの活性化や、障がい者への支援体制の充実、文化芸術を支える人材の確保などが課題となっています。

■主な事業

地域福祉力強化推進事業

生活困窮者自立支援事業

がん検診推進事業

三重大学亀山地域医療学講座支援事業

介護保険地域支援事業(総合事業)

障害者総合相談支援センター事業

図書館整備事業

地域人材キラリ育成事業

かめやま文化年事業

西野公園改修事業(運動施設)

■主な成果指標の達成度

指標	現状値 (H27)	実績値 (R2)	目標値 (R3)	達成度
ふれあい・いきいきサロン活動及び子育てサロン活動の設置団体数	60団体	112団体	110団体	102%
がん検診の受診率(胃がん)	21.8%	16.6%	25%	66%
在宅医療を実施する市内医療機関数	9機関	10機関	15機関	67%
就労移行支援の利用者数	18人	29人	25人	116%
生涯学習講座の受講者数	25,320人	8,590人	27,850人	31%
文化会館自主文化事業にかかる年間入場者数	16,746人	1,953人	17,600人	11%
市や団体等が主催するスポーツ教室・大会の参加者数	19,900人	11,930人	21,000人	57%

(3)交通拠点性を生かした都市活力の向上

雇用の創出や地域経済の活性化に向け、亀山・関テクノヒルズへの企業立地を進めるとともに、空き店舗活用支援制度の創設などを通じて、市内での創業を支援しました。また、プレミアム付商品券の発行など、コロナ禍における事業活動の継続を支援し、地域商業の維持に努めました。

このほか、地域ブランド認定制度の創設により、農林産物等のブランド化の取り組みをスタートさせ、観光分野においては、市域を代表する7つの山々をつなぐ「亀山7座トレイル」を活用したエコツーリズムを推進しました。また、交通拠点性のさらなる強化に向けた取り組みとして、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会において、本市がリニア県内駅位置候補として決定されました。また、広域道路網の整備では、要望活動等により新名神高速道路の県内区間の全線開通につなげることができました。

一方、ポストコロナ時代における地域に根ざした事業活動の継続・活性化や、観光需要の獲得などが課題となっています。

■主な事業

産業振興奨励事業

林業生産活動支援事業

亀山エール飯チャレンジ事業

観光協会運営支援事業

亀山版持続化給付金支給事業

亀山7座トレイル整備・活用推進事業

亀山市プレミアム付商品券事業

リニア中央新幹線整備促進事業

創業等支援事業

リニア中央新幹線亀山駅整備基金積立事業

■主な成果指標の達成度

指標	現状値 (H27)	実績値 (R2)	目標値 (R3)	達成度
製造品出荷額等の額	10,495億円	10,905億円	11,200億円	97%
都市拠点における空き店舗活用件数 (累計)	—	6件	5件	120%
新規認定農業者及び認定新規就農者の数	—	10人	10人	100%
主要観光施設入込客数	306,650人	183,001人	368,000人	50%
リニア中央新幹線亀山駅整備基金残高	15.5億円	18.0億円	20億円	90%

(4)子育てと子どもの成長を支える環境の充実

教育分野では、コミュニティ・スクールの推進による特色ある学校づくりを進めたほか、川崎小学校の改築や井田川小学校の増築、全小・中学校の普通教室等に空調設備を整備し、学びの環境の充実を図りました。また、国のGIGAスクール構想を受け、1人1台タブレット端末を導入しています。

子育て分野では、子どもの医療費の窓口無料化や子育て世代包括支援センターの設置などを行い、切れ目のない子育て支援の更なる充実を図ることで、安心して産み育てられる環境づくりを進めました。

また、就学前教育・保育施設の再編方針を策定し、今後のニーズに対応した効率的かつ効果的な再編に向けた方針を整理したとともに、小規模保育事業施設の新設等による乳幼児の受け皿の拡充、放課後児童クラブの増設や長期休暇における子どもの居場所の開所など、待機児童の受け皿や子どもたちが安心して生活できる居場所の確保を進めました。

一方、共働き世帯の増加に伴う保育ニーズへの対応、子育て世代の本市への移住・定住の促進が課題となっています。

■主な事業

川崎小学校改築事業

福祉医療費助成事業(子ども)

井田川小学校校舎増築・給食室改修事業

子育て世代包括支援事業

普通教室等空調機整備事業

かめやまげんきっこ育成事業

情報教育推進事業

放課後児童クラブ事業

少人数教育推進事業

長期休暇子どもの居場所事業

■主な成果指標の達成度

指標	現状値 (H27)	実績値 (R2)	目標値 (R3)	達成度
コミュニティスクール実施校数	3校	12校	8校	150%
学校評価アンケートにおける学校満足度 (小学校)	91%	91%	92%	99%
学校評価アンケートにおける学校満足度 (中学校)	91%	94%	92%	102%
年間出生数	455人	359人	465人	77%
子育て支援センター利用者数	34,932人	20,642人	37,000人	56%

(5)市民力・地域力の活性化

全ての地域まちづくり協議会で地域まちづくり計画が策定されるとともに、新たに創設した地域予算制度などにより、地域まちづくり協議会への総合的な支援を行い、地域における主体的なまちづくり活動を促進しました。

また、シティプロモーションを推進し、市内外に効果的な情報発信を行うことで若い世代の定住促進を図ったほか、ワーク・ライフ・バランス推進週間による意識啓発や、多文化共生においては、多言語対応が可能な外国人生活相談窓口を設置し、相談体制を充実させました。

一方、多様化する地域課題の解決に向けた地域まちづくり協議会と行政との連携強化や、ワーク・ライフ・バランスの一層の浸透、男女が性別に関わりなく活躍できる社会の実現などが課題となっています。

■主な事業

地域まちづくり協議会支援事業
ホームページ情報発信事業
行政情報番組提供事業
若者交流推進事業
市民活動応援事業

市制施行15周年記念事業
移住交流促進事業
シティプロモーション推進事業
ワーク・ライフ・バランス推進事業

■主な成果指標の達成度

指標	現状値 (H27)	実績値 (R2)	目標値 (R3)	達成度
地域まちづくり計画に基づき事業を展開する地域まちづくり協議会の数	3協議会	22協議会	22協議会	100%
協働事業提案制度の実施件数(累計)	22件	29件	27件	107%
移住相談後の移住件数	0件	19件	30件	63%
審議会等における女性の登用率	36.1%	32%	40%	80%

(6)行政経営

平成30年4月に組織・機構改革を行い、組織の専門性や機動性を高めるとともに、「亀山市職員コンプライアンス条例」を制定し、市民に信頼される市政の確立を進めました。

また、証明書等のコンビニ交付サービスを導入し、市民の利便性の向上を図ったほか、行政システムをクラウド化し、情報管理を適切に行いました。このほか、新たな市庁舎の整備に向け整備基本構想を策定するとともに、キャッシュレス決済を導入するなど納税環境を充実させ、市税の収納率を高めました。

市の財政力指数等は県内でも上位に位置し、健全な財政運営を進めることができました。

一方、職員の能力向上や人材育成、公文書保存の最適化、公共施設の統廃合等が課題となっています。

■主な事業

行政情報システム事業(住民情報系)

行政情報システム事業(内部情報系)

証明書等コンビニ交付事業

新庁舎整備事業

地価調査・地番図整備事業

■主な成果指標の達成度

指標	現状値 (H27)	実績値 (R2)	目標値 (R3)	達成度
人事評価制度における実績評価の評価 点合計(管理職平均)	81.23点	77.92点	85点	92%
オープンデータの公開データセット件数	0件	66件	20件	330%
経常収支比率	86.9%	85.5%	85%以下	99%
将来負担比率	—	—	指数無しを 維持	100%

1. 快適さを支える生活基盤の向上

- (1)魅力的な都市空間の形成
- (2)住環境の向上
- (3)上下水道の充実
- (4)道路の保全・整備
- (5)地域公共交通の充実
- (6)防災・減災対策の強化
- (7)消防力・地域安全の充実
- (8)脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進と循環型社会の構築
- (9)自然との共生
- (10)歴史文化を生かしたまちづくりの推進

(1)魅力的な都市空間の形成

目指す姿

市民が、魅力的な都市空間のもと、都市機能を効率的・効果的に利活用し、安全で快適に暮らしています。

現状と課題

- 本市は、古くより交通の要衝として発展を続けてきましたが、新名神高速道路の県内区間全線開通等により高速道路網が強化されるとともに、鈴鹿亀山道路の都市計画決定やリニア県内駅位置候補への決定など、その重要性はますます高まっています。本市が持続的に発展可能な都市づくりを推進するためには、こうした将来的な都市形成に影響を与える様々な動向を踏まえつつ、本市の優位性や地理的特性を生かした都市づくりを進めていくことが重要です。
- 本市では、市北東部を中心に宅地造成等による人口増が進行し市街地の拡散が進む中、都市拠点における求心力を高めるため、地籍調査や住宅取得支援に取り組むとともに、郊外における開発抑制に向けた手法の検討を進めています。今後も既存の都市機能やインフラ等を生かしたコンパクトで効率的な都市づくりを進めていくことが重要です。
- 本市では、ＪＲ亀山駅・ＪＲ井田川駅・ＪＲ関駅の３駅を中心に、様々な都市機能が集積し都市拠点が形成されています。こうした中、ＪＲ亀山駅周辺地域においては、中心的都市拠点としてのにぎわい再生と都市機能を高めるため、市街地再開発組合と連携して亀山駅周辺の再生に取り組んでいます。今後はこれらの取り組みを礎として、中心市街地の活性化を図るとともに、他の交通拠点においても、拠点性の再生に向けた取り組みが求められます。
- 本市は、東海道を中心に市街地が形成され、当時の城下町や宿場町の姿が継承されており、これらの歴史的まちなみの維持・継承等による地域の特色を活かした景観は、都市形成上、重要な役割を担っています。今後も歴史的まちなみを生かした魅力的なまちづくりを進めることが重要です。
- 近年、小規模な宅地開発の増加により、小規模な公園・緑地が年々増加している一方、既存施設については老朽化が顕著となっています。今後においても市民の憩いの場や健康づくりの場として活用していけるよう、施設の老朽化対策や安全対策を講じていくとともに、多様な主体と連携した維持管理を進めていく必要があります。

施策の方向

計画的な土地利用の推進

- 広域交通網の強みを生かした計画的な都市づくりの推進
- 都市施設や居住等の適切な誘導による持続可能な都市構造の形成
- 都市計画や防災等の視点を踏まえた適正配置と集約化の推進
- 都市形成や土地利用の動向等を踏まえた都市計画道路や用途地域の見直し等の推進

活力ある市街地の形成

- JR亀山駅周辺におけるにぎわいづくりと機能の向上
- 市街地の整備・再生の促進による拠点への都市機能の誘導
- まちなかへの居住誘導等の促進
- 市街地等での地籍の明確化
- 市街地における快適性と回遊性の向上確保

安らぎのある都市の形成

- 歴史的まちなみの維持・継承等の取り組みによるやすらぎのある都市形成の推進
- 都市公園の機能の充実と計画的な維持管理

(2)住環境の向上

目指す姿

市民が、快適で安全・安心な住環境の整ったまちで暮らしています。

現状と課題

- 本市には、亀山宿・関宿・坂下宿をはじめとする東海道沿いに、市民も暮らす歴史的価値の高い建造物が残っています。昭和40年代半ばから内陸工業都市として発展するとともに、みどり町・みずほ台・泉ヶ丘の分譲住宅地等、大規模な住宅団地が造成され、多くの市民が戸建て住宅を取得しました。この時期に建てられた住宅や郊外の農家住宅等の中には老朽化したものや空き家となったものもあり、建替えや耐震化等により良質な住宅に転換させることが課題となっています。
- 本市では、誰もが安心して快適に暮らせるよう、低額所得者や高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図ってきました。人口減少や高齢化が見込まれる中、今後も引き続き住宅セーフティネットの確保を図っていく必要があります。
- 本市の市営住宅は老朽化が進行しており、このうち耐震・耐火構造を有しているものについては、修繕して継続使用していますが、老朽化が著しい住宅については、供給戸数の拡大と併せて安全確保や効率性の観点から、民間借上住宅への住み替え等を行っています。今後も長期的な視点から、民間借上住宅を活用した供給戸数の確保を行う必要があります。
- 本市では、住環境の安全性や快適性を高めるため、木造住宅の耐震化や狭あい道路の解消を推進しており、これらの取り組みにより市内の木造住宅の耐震化率は年々向上し、狭あいな道路についても着実に改善しています。一方、近年、地震や豪雨等の災害が頻発する中、宅地における防災対策の重要性が高まってきており、これまでの取り組みに加え、国・県との連携を強化するなど一層の安全対策を図っていく必要があります。
- 全国的に空き家の増加が進む中、本市においても住宅の老朽化が進み、空き家対策が課題となっています。こうした中、本市では空き家等に関する対策の推進を図るため、「亀山市空家等対策の推進に関する条例」を制定し、良好な生活環境及び地域の美観の維持に努めています。また、空き家情報バンク制度を通じた情報提供等を通じて空き家の利活用を促進する取り組みを進めています。引き続き、空き家の適正管理と利活用の両面から、空き家対策を総合的に推進していく必要があります。また、適切な管理が行われないまま放置されている状態の空き地は、環境・景観の阻害等の問題を生じさせ、生活環境への悪影響が懸念されることから、本市においても良好な生活環境を維持するための取組を展開する必要があります。

施策の方向

住宅セーフティネットの確保

住宅確保要配慮者への住居の提供等の推進

安全・快適な住環境の整備

木造住宅及び宅地の耐震化の普及・啓発や支援による耐震化の促進

狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成

空き家・空き地の対策・利活用

空き家・空き地に対する助言や指導の実施

適切な空き家情報の提供による空き家及び空き家の跡地の有効活用

空き家の改修の支援による再生の促進

(3) 上下水道の充実

目指す姿

市民が、生活環境の改善を図り、良好な水環境の中で、おいしい水を利用しています。

現状と課題

- 昭和41年の給水開始時から既に50年以上が経過し、上水道施設の老朽化が進行する中、漏水事故や設備故障の頻発化、住宅開発の増加等による一部地域での水圧・水量の低下などが見られるとともに、管路の耐震化や施設の浸水対策等の必要性が高まっており、水道事業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。今後、安全でおいしい水を安定的に供給していくためには、施設の適切な維持管理を行うとともに、計画的・効率的に施設の増強や防災対策を講じていく必要があります。
- 本市は、健全な生活環境や公共用水域を保全・維持するため、公共下水道の未普及地域での整備に取り組んでおり、汚水処理人口普及率は年々上昇し、令和2年度末では88.6%に達しています。今後も良好な水環境を維持するため、県の流域下水道の整備事業と連携しながら供用区域の拡大と接続率の向上を図っていく必要があります。また、整備から長期間が経過し、老朽化の進む公共下水道処理施設や農業集落排水施設については、改築工事や他の施設との統廃合を行うなど、計画的かつ効率的な維持管理を行っていく必要があります。
- 多発するゲリラ豪雨や台風等による浸水被害の軽減を図るため、適切に雨水が排除できるよう下水路等の雨水排水路を整備し、計画的に機能向上を図りながら維持管理に努めていく必要があります。
- 本市の上水道事業では、水道料金の改定による財源の確保や、クレジット収納等の導入による水道料金納付の利便性の向上や収納率の向上に取り組むなど、経営の健全化に取り組んでいます。また、公共下水道事業、農業集落排水事業の各会計ともに、設備の老朽化や耐震化への対応を行いつつ収納率の向上等を図りながら、健全な運営を維持しています。今後、施設の老朽化や耐震化、浸水等の災害対策経費がさらに増大し人口減少に伴う使用料収入の減少も予想されることから、引き続き効率的な財源確保に取り組むとともに、料金見直しの必要性についても検証を行う必要があります。

施策の方向

安全でおいしい水の安定供給

老朽化した水道管の耐震化による水道施設の被害等の軽減
水圧・水量低下の解消と水道施設・設備の適切かつ計画的な維持管理
水道水源から給水栓に至る統合的な水質管理

生活排水対策の推進

生活排水処理施設の効率的な整備の推進
公共下水道接続率の向上と適正な処理施設の維持管理等
合併処理浄化槽の設置の促進
内水被害の軽減にかかる取り組みの実施と雨水排水の機能の向上

上下水道事業の健全経営

上水道事業の健全経営の推進
効率的な下水道事業運営の推進

(4)道路の保全・整備

目指す姿

市民が、保全・整備された道路を利用して、安全で快適に生活を送っています。

現状と課題

- 亀山・関テクノヒルズ等の産業集積地と中心市街地を結ぶ幹線道路で、平成18年から整備を続けてきた県道亀山関線及び市道野村布気線が令和元年7月に供用開始され、本市の幹線道路網の充実が図られるとともに、JR 亀山駅を中心とする中心市街地を環状に囲むことで都市機能集約拠点の利便性の向上を担う「亀山環状線」については、全線開通に向け市道と和賀白川線の国道1号亀山バイパス以北の整備を進めています。幹線道路は、都市の形成や成長にとって重要な骨格となるものであることから、早期の供用開始に向け、着実に整備を進めていく必要があります。
- 市内の生活道路については、幹線道路との接続道路や防災面及び交通安全面から整備が必要とされる道路の整備に優先的に取り組んでいます。今後も引き続き、優先順位をつけながら道路の改良を行い、地域の道路利用者の安全性や利便性の向上を図っていく必要があります。
- 道路の防災対策については、平成23年度に策定した橋梁耐震化補強事業計画に基づき計画的な整備を行ってきた結果、高速道路・鉄道に架かる橋梁や通学路等などの防災上重要となる橋梁の耐震対策は概ね完了しています。一方、建設から長期間が経過し、老朽化している橋梁も多く存在しており、橋梁の維持管理コスト削減を図るため、長寿命化にも計画的に取り組んでいます。近年、国による国土強靱化の推進など、道路施設における事前防災・減災の重要性が高まっており、予防保全的かつ計画的な修繕と耐震対策を一体的に行いながら、効率的な維持管理を図る必要があります。
- 住宅団地の開発の増加に伴い、管理すべき市道についても年々増加している中で、現在管理している市道の中には交通量の極めて少ない道路も存在しています。将来、全ての市道を同じ水準で維持管理することは人的・財政的な面から困難になるため、地域やボランティアとの協働による保全・整備など、道路施設の持続可能な管理の在り方について、整理していく必要があります。

施策の方向

幹線道路の整備

周辺状況に応じた市内環状道路の整備

地域に適した円滑的な交流と物流を支える道路改良整備

生活道路の充実

地域の実情や災害時も見据えた道路拡幅による利便性の向上

安全に配慮した道路施設の充実

通学路を中心とした歩行空間の保全・整備による安全性の向上

道路の適切な維持管理

予防保全型の考え方を取り入れた道路の維持管理の推進

計画的な橋梁の長寿命化・耐震化の推進

協働による道路環境美化活動の拡充

(5)地域公共交通の充実

目指す姿

市民が、身近な公共交通を利用して、安全で快適に生活を送っています。

現状と課題

- 高齢化社会が進展する中、移動手段を持たない市民に対し日常生活における最小限度の移動を可能にする地域公共交通網を効率的・効果的に形成する必要があります。また、これらの公共交通を利用促進することは、CO2排出量の削減にもつながります。これまで、バス路線のルート再編を進めるとともに、平成30年度には新たな地域の公共交通手段としてバスとタクシーの中間的なサービスである乗合タクシー制度「のりかめさん」を導入し、交通空白地域の解消並びに公共交通網の充実を図ることができました。今後は、公共交通においても「MaaS」をはじめDXによるモビリティ革命が確実に進んでいくことから、利便性の向上とともに新たな技術やサービスも利用した総合的な地域公共交通の更なる充実が必要です。
- 県や沿線自治体と連携し、JRに対する利便性向上の要望とPRグッズによる鉄道の利用啓発を実施していますが、市内JR駅の乗車人員は伸びていません。一方、交通系ICカード「TOICA」に続き「ICOCA」のエリア拡大によりJRの利便性は向上しており、路線バスにおいても交通系ICカードの活用によりスムーズでスマートな支払が可能となりました。今後は、JRに対して利便性向上のための要望活動を継続することはもとより、市の玄関口であり、現在にぎわい再生と都市機能の向上に向け整備が進んでいるJR亀山駅周辺や地域と連携して地域活性化拠点として再生するJR加太駅舎を軸に乗合タクシーとの連携強化にも努め、減少傾向にある鉄道や路線バスの利用者の更なる利便性の向上を図る必要があります。
- 路線再編したコミュニティ系バスと新たな交通手段である乗合タクシーの利用者は増加傾向となっています。今後は、人口減少や高齢化の進展、感染症等の影響等により、地域の公共交通に対する市民ニーズの変化も予想されることから、身近な公共交通を効果的に活用し、地域の実情やデジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した移動手段を確保していく必要があります。

施策の方向

地域公共交通ネットワークの強化

都市拠点と居住地を結ぶ総合的な地域公共交通網の充実

身近な公共交通の確保と効率的・効果的な運行の実現

JR亀山駅を結節点とした交通ネットワークの強化

公共交通機関の利便性向上と利用促進

JRに対する鉄道の利便性の向上についての働きかけの実施

交通事業者や市内企業等との連携・協働による利用促進活動の展開

各公共交通間の接続の強化

JR加太駅を活用した公共交通の利用促進

(6)防災・減災対策の強化

目指す姿

市民が、自然災害への備えにより、安全・安心に暮らせるまちで過ごしています。

現状と課題

- 本市に甚大な被害を及ぼすと考えられる地震は、布引山地東縁断層帯(西部)を構成する明星ヶ岳断層や白木断層等を震源とする内陸断層型(直下型)地震と、南海トラフ沿いで発生するプレート境界型地震が想定されています。最大震度はいずれも震度6強と推計されており、強震動対策を中心とする防災・減災対策が必要です。また、本市は鈴鹿川・安楽川等の河川を有し山地や丘陵地が多く、その地形的要因から浸水害と土砂災害のリスクが比較的高い地域です。近年巨大化する台風の襲来や集中豪雨が多発しており、その脅威は年々増しています。これらの地震及び風水害に備えるため、本市では災害対策基本法に基づく「地域防災計画」を策定し、市民・地域・行政等がそれぞれの責任と役割のもと自助・共助・公助を基軸とした防災対策を進めています。
- 本市では、大規模地震や局地的な豪雨等による災害の発生が懸念される中、橋梁や河川・ため池の耐震化等による整備を進め、災害に強いまちづくりに向けた様々な取り組みを展開しています。このほか、他の自治体等との防災支援ネットワークの強化や職員の災害対応能力の向上等、「公助」の充実・強化を進めています。また、災害時における応急・復旧対策等を円滑に行うため、優先的に実施すべき業務を特定した業務継続体制を確保するとともに、災害時応援協定の締結や、平時より応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受入れ体制を整えています。引き続き、災害時において、速やかに適切な対応がとれるよう、職員の災害対応能力の向上を図るとともに、災害時応援協定の締結拡大を行いつつ、協定に基づく連携強化等を進める必要があります。また、武力攻撃、大規模テロ等が発生した場合においては、的確かつ迅速な国民保護措置を実施する必要があります。
- 本市では、防災環境の充実のため、指定避難所の空調設備の整備や防災備蓄品の定期的な更新等を行っています。引き続き、避難所の環境整備、防災資機材・備蓄品の充実を図るとともに、行政DXの進展や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、市民への防災情報伝達の強化や、自然災害と感染症との複合災害に備えた避難所対応が求められます。
- 災害時においては、自らの身の安全は自らが守り、自分たちの地域を自分たちで守る取り組みが重要であることから、風水害・地震災害に対応した本市独自の総合防災マップの作成・配布や防災情報の発信等を通じて、市民一人ひとりの防災意識の向上を図っています。また、自主防災組織の結成促進・活動支援や、地域における防災訓練の開催、高齢者や障がい者等を対象とした避難行動要支援者名簿の作成等を通じ、地域の防災力の向上を図っています。引き続き、自主防災組織の充実等により、自助・共助による地域の防災力の向上に取り組む必要があります。
- 本市は、令和2年度に亀山市国土強靱化地域計画を策定し、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し事前に的確な取り組みを進めていくこととしています。今後は、市民の生命・財産を守り、重要な都市機能を維持するため、様々な分野の取り組みを計画的に進める必要があります。

施策の方向

危機管理体制の強化

- 職員の災害対応能力の向上と防災体制の充実
- 円滑な応急・復旧対策や物資の確保等
- 市民等の安全な避難のための取り組みの継続
- 国民保護措置のための危機管理体制の充実

防災環境の充実

- 関係部局との連携による避難所機能の充実
- 災害情報の収集及び伝達の強化
- 感染症等との複合災害への対応の充実

自助・共助を基本とした防災対策の推進

- 地域における防災・減災の取り組みを通じた防災の日常化の促進
- 多様な主体が連携して取り組む防災・減災活動の促進
- 地域における避難行動要支援者への支援体制づくりの推進
- 防災関連情報の発信による防災意識の向上と知識の普及
- 自主的な非常食や生活必需品などの家庭内備蓄の促進

災害に強いまちづくりの推進

- 生命や財産の保護、社会経済活動の維持、迅速な復旧・復興
- 緊急輸送道路ネットワーク等の確保に向けたインフラの充実
- 関係機関への浸水に対する安全対策の促進

(7)消防力・地域安全の充実

目指す姿

市民が、生命・身体・財産を火災等から守られ、安心して暮らしています。

現状と課題

- 各種災害に対応するため、消防職員の人材育成に取り組むとともに、鈴鹿市とのほしご自動車の共同整備・共同運用をはじめ、消防設備・施設の計画的な更新・整備を進めました。今後も引き続き、複雑・多様化する災害に的確に対応できるよう、取り組んでいく必要があるほか、大規模災害時には、近隣消防機関との連携等市域を越えた災害対応が求められています。
- 消防団の地域における消防防災体制の中核的存在として果たす役割は大きく、「消防団を中核とした地域防災の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、活動時に着用する活動服を安全性及び機能性が向上したものに更新する等、装備の充実を図りました。一方、施設については長期的な視点にたって更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、適正な配置を実現することが必要です。さらに、消防団組織の再編及び団員の確保や教育訓練の充実に取り組んでいく必要があります。
- 火災予防に関しては、住宅用火災警報器の設置をはじめとする住宅防火対策を促進するとともに火災の危険性が高い施設や火災予防に関する対策の必要性が高い施設に重点的に検査を実施し、実態に応じた防火指導を推進してきました。火災等の災害を未然に防止するため、今後も引き続き取り組んでいく必要があります。
- 救命率の向上を図るため、救急救命士が行う処置範囲の拡大への対応をはじめとした救急隊員の知識と技術の向上に努めてきたほか、「鈴鹿・亀山境界付近の救急相互応援に関する覚書」による両市間の救急搬送体制の連携強化や医療機関等との連携強化を推進してきました。今後も、新型コロナウイルス等感染症対策や多種多様化する救急需要に適切に対応するとともに市民に応急手当の知識と技術が広く普及するよう啓発活動に取り組むことが重要です。
- 暴力追放都市を宣言している本市では、市民が安心して暮らすことができるよう、警察や亀山地区防犯協会等と連携し、地域ぐるみの防犯活動を進め防犯環境の向上を図っているほか、巧妙化の進む振り込め詐欺等の特殊詐欺について、鈴鹿亀山消費生活センター等の関係機関との連携により消費者被害の未然防止に努めています。今後も警察や関係団体との連携を深め、市民の暮らしを守る体制の強化を図り、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを更に推進する必要があります。また、本市では国の第4次犯罪被害者等基本計画を受け、令和3年に亀山市犯罪被害者等支援条例を施行し、犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減や生活の再建に向けて支援窓口での相談体制や支援金等具体的支援策を整えました。引き続き、三重県や警察等関係機関と連携しながら寄り添った支援を行っていく必要があります。
- 本市では関係機関と連携して様々な交通安全対策を行っており、交通事故の発生件数は減少傾向にあります。しかしながら交通事故は後を絶たないことから、交通事故のない社会を目指し、より積極的に啓発活動を行っていく必要があります。また、子どもが加害者となった自転車事故において多額の賠償命令が出された前例を踏まえ、被害者保護の観点から未成年者の損害賠償責任保険への加入を促進し支援していく必要があります。

施策の方向

消防体制の充実強化

人材育成の強化と施設・設備の充実

消防指令センターの整備による広域的な災害対応力の強化

消防団の活動強化と支援の充実

防火対策の強化

事業所等への防火指導の推進

防火思想及び住宅防火対策の普及啓発の推進

救命率の向上

救急隊員教育等を通じた救命率の向上

防犯・交通安全対策の推進

防犯活動の促進等と地域の防犯環境の向上

鈴鹿亀山消費センターとの連携による消費者被害防止のための取り組みの推進

犯罪被害者等に対する支援の推進

交通事故発生の抑制と自転車事故の際の未成年者に対する支援

(8)脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進と循環型社会の構築

目指す姿

市民・事業者・行政が、それぞれの立場で環境への負荷が少ない持続可能な社会を目指して行動しています。

現状と課題

- 平成27年12月に開催されたCOP21において「パリ協定」が合意に至ったことを受け、国は「2050(令和32)年までに国内の温室効果ガス排出を実質ゼロにする」ことを表明し「地域脱炭素ロードマップ」を示すとともに、三重県においても脱炭素宣言が出されるなど、脱炭素社会に向けた取り組みが加速しています。そのような中、本市は令和3年6月に地球温暖化対策や一般廃棄物処理、生物多様性の保全及び持続可能な利用等、環境に関する様々な側面を一体的に整理した「第2次亀山市環境基本計画」を策定しました。今後は、第2次亀山市環境基本計画に基づき、環境政策を横断的かつ総合的に推進する必要があります。
- 本市はこれまで、環境家計簿「エコライフチェック」や亀山市環境活動ポイント制度(オール亀山ポイント:AKP)などの展開を通じ、市民の省エネルギー行動の促進を中心に地球温暖化の防止対策を推進してきました。こうした中、国・県が「2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロ」を目指しており、本市においても脱炭素社会の実現を目指した具体的な取り組みを進めていく必要があります。
- 温室効果ガスの削減を進めるためには再生可能エネルギーの活用は不可欠です。その一方で施設の設置を巡って、環境や景観、防災面への懸念等から地域住民との関係が悪化する等様々な問題が顕在化しています。こうしたことから再生可能エネルギーの導入に当たって、本市の豊かな自然環境や生活環境との調和を図りながら進めていく必要があります。
- 本市では、事業活動に伴う環境負荷を低減するため、市内事業者と環境保全協定を締結し、継続的な監視・指導を行っています。また、亀山市地区衛生組織連合会や自治会と連携し、不法投棄の監視・回収を行う等、市内の環境美化に努めています。今後も、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場で、相互に連携しつつ、環境負荷の少ない社会に向けた取り組みを進めることが必要です。
- 本市では、山元還元方式による溶融飛灰の全量再資源化により最終処分量・ゼロを維持するとともに、食品ロス削減への取り組みや雑がみの分別回収の導入等、循環型社会の構築に向けた取り組みを進めています。近年では、新型コロナウイルス感染症の影響により家庭ごみが増加傾向にあるとともに、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定される等ごみの減量化やリサイクルに対する重要性は高まっており、様々な主体と連携しながら廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の取り組みをより一層強化していく必要があります。
- 本市の廃棄物処理施設は老朽化が進行しており、ごみ溶融処理施設は令和11年度に衛生公苑し尿処理施設は令和13年度に稼働計画の最終年度を迎えるとともに、粗大ごみ破碎処理施設及び二軸破碎設備等その他の処理施設も稼働に支障をきたしている状況です。今後も継続して適正に廃棄物処理を進めていくため、施設の長寿命化対策を進めるとともに今後の施設の在り方や処理方法等についての方針を決定していく必要があります。
- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理を見据え、最終処分場に保管している固化飛灰の処理に試行的に取り組んでいます。今後も平時から処理を進め、最終処分場の残余容量を確保してい

く必要があります。また、八輪衛生公苑最終処分場に埋め立てられたごみについても、引き続き掘起し処理を進める必要があります。

施策の方向

高度な低炭素社会の構築

- 多様な主体の参画による推進体制の整備
- 家庭での省エネ行動の促進
- 事業活動における低炭素化の推進
- 再生可能エネルギーの適正導入
- 気候変動に対する危機意識の向上

生活環境の保全

- 市内事業所への指導・監視、環境基準との適合状況の把握
- 地域に最適な環境美化システムの構築

ごみの減量化とリサイクルの推進

- ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用の推進
- 食品ロス削減に向けた仕組みづくり
- 最終処分量ゼロの維持

廃棄物処理施設の適正管理

- ごみ溶融処理施設、し尿処理施設の長寿命化
- 長期的な廃棄物処理の方向性の整理
- 破碎処理施設の適正運用
- 最終処分場における埋め立てごみの再処理と残余容量の確保

(9)自然との共生

目指す姿

豊かな自然の恵みが良好に保たれ、次世代に受け継がれています。

現状と課題

- 本市は、鈴鹿川等源流域をはじめとした森林や河川等の豊かな自然環境に恵まれています。こうした中、平成31年3月に「鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例」を制定し、鈴鹿川等源流域をかけがえのない財産として守り次世代に継承する理念や各主体の役割を明らかにするとともに、産学民官で組織した「鈴鹿川等源流の森林づくり協議会」と連携・協力し、自然環境等の保全活動を推進しています。今後も引き続き活動に取り組むとともに保全に向けた活動をより具体化していく必要があります。
- 本市では、平成31年4月に森林所有者による適切な管理が困難な森林について自治体が主体となって管理を行う「森林経営管理制度」がスタートしたことを受け、森林環境譲与税を財源とした森林経営管理事業を鈴鹿川等源流域において進めています。また、市域の環境林については国の交付金等を活用した森林環境創造事業によりその整備に取り組み、水源かん養、土砂流出防止、二酸化炭素の吸収等、森林の持つ多面的機能の維持・発揮を図り、みえ森と緑の県民税市町交付金事業を財源とした森林環境教育を進めてきました。今後も森林の持つ多面的機能を維持・発揮させるため、多様な財源を有効に活用し森林整備と森林保全の意識醸成を図っていく必要があります。
- 本市では、農地の持つ自然環境の保全や良好な景観形成機能等の多面的な機能の維持・発揮を図るため、中山間地域における農業生産活動や地域における農地維持活動等を支援しています。その一方で、市全体では耕作放棄地は増加傾向にあるとともに農地保全の取り組みを担う組織が高齢化等により持続可能な保全活動を行うことが困難になってきており、担い手の育成・確保が求められています。
- 本市では、生物多様性の確保に向けた取り組みとして環境関連団体と連携・協力し、外来種の駆除や希少種の保護・増殖に取り組んでいます。しかし、「生物多様性」の言葉、考え方については広く一般的に知られているとは言えず、「生物多様性」を広く市民に知ってもらいその重要性を理解していただく必要があります。また、令和3年6月には生物多様性に関する取り組みの一層の推進を図るため、第2次亀山市環境基本計画に内包する形で「亀山市生物多様性地域戦略」を策定しました。今後は、様々な主体と連携を図りながら、生物多様性の保全に向けた取り組みを計画的に進めていく必要があります。
- 本市は、自然公園である亀山里山公園「みちくさ」や亀山森林公園「やまびこ」でのイベント開催や、近年では亀山7座トレイルを整備・活用したエコツーリズム等、市民に豊かな自然とのふれあいの場と機会を提供しています。今後もより多くの市民が自然と触れ合い、自然への理解を進めてもらう機会を創出し、持続可能な社会の創り手を育てていく必要があります。

施策の方向

鈴鹿川等源流域の保全・継承

鈴鹿川等源流域における産学民官が連携した保全活動の推進

鈴鹿川等源流域における開発行為に対する簡易的環境影響評価制度の導入

森林・里山・農地の保全

森林の持つ多面的機能の維持・発揮

地域と連携した里山・竹林保全活動の推進

農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮

多様な生態系の保全

野生動植物の実態把握と希少野生動植物の保護・増殖

外来生物の駆除に取り組む団体等への支援

生物多様性に対する市民意識の向上

環境教育の推進

自然公園の適正管理と自然との触れ合いを通じた環境教育の推進

(10) 歴史文化を生かしたまちづくりの推進

目指す姿

市民・事業者・行政が一体となって歴史文化を生かしたまちづくりを進めています。

現状と課題

- 街道のまちとしての歴史をもつ本市では、東海道とその沿道に特色ある歴史文化資産が存在し、歴史的な景観を形成しています。平成19年度に『東海道歴史文化回廊』の保存・整備基本計画が策定され、これを基に平成20年度に策定された「亀山市歴史的風致維持向上計画」が平成21年度に国の第1次認定を受け、様々な取り組みを展開してきました。この計画は令和3年3月に計画期間が終了したため、第2期計画を策定し、令和3年4月に国の認定を受けました。本計画では基軸となる東海道沿いはもとより、鈴鹿関が設置されていた律令時代の主要な街道の一つである大和街道沿いも重点的かつ一体的に施策を推進すべき重点区域として、新たに位置付けています。今後はこれらの計画等に基づき、新型コロナウイルス感染症の流行やデジタル変革の進展も踏まえながら「今も生きつづける街道文化」の維持及び向上を一層図っていく必要があります。
- 関宿重要伝統的建造物群保存地区では、関宿の歴史的風致を形成する重要な要素である関の山車会館を整備することで、市の民俗文化財である「関の山車」の保存や祭囃子等の伝承活動の拠点とすることができました。また、関宿「関の山車」保存会が小・中学校等で実演や指導等を行うことで地域の伝統文化を伝えることができ、今後は保存団体の活性化や新たな担い手の発掘につながることを期待されます。当該地区においては引き続き修理修景事業を着実に実施し、防火・防災の意識を高めつつまちなみの保存を支える技術者・技能者の育成や歴史的風致を生かした文化的な取り組みを行う必要があります。
- 本市には古代三関の一つである鈴鹿関が置かれ、近年発掘された西辺築地の一部が令和3年3月に国の史跡に指定されました。今後は全体像の解明に取り組みつつ市内外へ情報発信に努めるとともに地域の理解を得ながら保存管理を行い、その活用方法を検討する必要があります。また、少子高齢化に伴う地域の祭礼や伝統行事の伝承においては、指導者や担い手の不足が懸念されていること等の課題についても解消に向け取り組みを進めていく必要があります。
- 近年、未指定の文化財がその価値を見いだされないまま失われつつある中、平成31年4月に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、市町村の策定する文化財保存活用地域計画により未指定文化財の確実な継承の推進が期待されています。本市においても、地域の文化財を周辺環境も含めた総合的な保存管理や活用が求められます。
- 歴史博物館では、令和2年度に日本書紀編さん1300年にちなんだ日本武尊と弟橘媛をテーマにした企画展を行う等、これまで歴史や文化を学ぶ機会を提供しているだけでなく学校と連携し子どもたちが地元の歴史や文化を学ぶ機会の確保に繋げています。また、ホームページにおいて近世近代史料データベースによる情報提供をしており、誰もが手軽に歴史情報を活用できる環境を充実させています。今後は、ICTを活用した史資料の管理を行うとともに、引き続き、地域や学校と連携し史資料を活用した学ぶ機会を確保していく必要があります。また亀山市史で収録した時代以降については、「まちの身近な記録」として編さんし、本市に暮らす人がより亀山市を知り故郷を好きになるよう取り組んでいく必要があります。一方、老朽化が進む歴史博物館については、来館者の利便性を確保するために適正な維持管理

が求められます。

施策の方向

街道を基軸とした歴史的風致の維持向上

街道の連続性や宿場間の一体感の確保
地域の歴史文化資産の保存・活用
歴史や伝統を継承する担い手の育成

関宿重要伝統的建造物群保存地区の保護の推進

伝統的建造物等の修理・修景及びまちなみの防災対策
保存に関わる技術者・技能者の育成
関の山車会館を拠点とした保存・伝承活動や来訪者との交流の活性化

鈴鹿関跡等の文化財の保存と活用

鈴鹿関跡等の重要遺跡の学術的調査研究と保存・活用
文化財保存・活用と無形文化財等の保存・伝承
天然記念物ネコギギの調査と保護増殖
文化財等に対する市民の意識の向上

歴史資料の公開・活用による地域や学校との連携

歴史資料等のデジタル化と公開活用
収蔵品の適切な管理と企画展等を通じた学習機会の提供

2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

- (1)地域福祉力の向上
- (2)健康づくりの推進と地域医療の充実
- (3)高齢者の地域生活支援の充実
- (4)障がい者の自立と社会参加の促進
- (5)学びによる生きがいの創出
- (6)文化芸術の推進
- (7)スポーツの推進

2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(1)地域福祉力の向上

目指す姿

市民が、地域での見守りや互いの支え合いの活動により、安心して生き生きと暮らしています。

現状と課題

- 本市では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、亀山市社会福祉協議会、民生委員・児童委員や福祉委員、地域まちづくり協議会など、多様な主体と連携し地域福祉を推進しています。その中で、行政計画である第2次亀山市地域福祉計画と亀山市社会福祉協議会が策定する亀山市地域福祉活動計画が、地域福祉の理念や方向性、地域の福祉課題等を共有し連携を図ることにより、地域福祉を総合的に推進しています。今後は、高齢化の進展等により、多様化の進む地域の福祉課題の解決を図るため、各計画の施策を一体的に推進するとともに、その基盤となる支援体制づくりが求められています。
- 本市では、亀山市社会福祉協議会内に設置されたボランティアセンターを中心に、ボランティア活動のコーディネートが行われています。しかし、支援を必要とする人は多様な福祉課題を抱えており、きめ細かな、寄り添う支援が必要であることから、ボランティア活動の活発化や学校等と連携した福祉教育推進事業等を推進する等、ボランティアの担い手のさらなる確保と一層の拡大を図る必要があります。
- 市では、総合保健福祉センターを保健・福祉の総合的な拠点として、相談機能や提供するサービスの充実を図っています。一方で、総合保健福祉センターを拠点とする活動団体については偏りや高齢化が進んでいることから、新たな活動団体の発掘・育成に努める必要があります。
- 既存の法制度では支援することが困難なゴミ屋敷問題やひきこもり等、地域課題の複雑化・複合化が進んでいます。地域における助け合いや支え合い活動を促進するため、CSWや相談支援包括化推進員がより一層の協働を図り、各分野の関係機関との有機的な連携による包括的かつ伴走的に支援を展開する重層的な支援体制を構築する必要があります。
- 近年、核家族化が進行し、一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加するとともに、地域における近所同士のつながりも希薄化が進んでいます。住民同士が互いに見守り助け合えるしくみづくりに加え、気軽に立ち寄れる身近な居場所づくりを進めており、今後は、地域における担い手の発掘・育成を図るとともに、世代や属性を問わない居場所づくりを推進する必要があります。
- 社会経済の不安定化による格差拡大が進む中、生活困窮者に対する住居確保や家計改善等の支援に加え、安心して生活を送ることができる最後のセーフティネットとして、生活保護制度の適正な運用を図っています。今後は、生活保護の被保護世帯の自立に向けた支援を行うとともに、様々な福祉課題を抱えた生活困窮者世帯への対応を早期に行うことができるよう、生活困窮者世帯を地域で支えるしくみづくりが求められます。
- 子どもの貧困やひきこもり等に関する課題は複雑化しており、家庭ごとに固有の事情が存在している場合が多く、経済的な支援だけでなく文化的側面も含めたきめ細かな対策が求められています。子どもや若者を明るい未来につなげられるよう、教育と福祉の連携を強化するなど、各関係機関の協働や地域資源の活用等包括的な支援を行うことで課題解決を図る必要があります。

施策の方向

地域福祉を支える人と組織の育成

地域福祉を担う人材の確保・育成とボランティア活動への参加を促すための環境づくり
地域福祉活動団体の活動の場としての総合保健福祉センターの機能充実

安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

亀山市社会福祉協議会との連携強化
複雑化・多様化する支援ニーズに対応する亀山版重層的支援体制の確立
成年後見制度の充実と利用促進

地域での助け合い・支え合いの促進

地域における居場所づくりや見守り活動の支援
地域福祉の担い手との連携体制の充実
地域の実情に応じた支援の促進

生活困窮者の支援と自立の促進

生活保護制度の適正運用と自立支援の強化
生活困窮者と地域とのつながりづくりの推進
子どもを貧困の連鎖から救い出すための教育・福祉の連携強化
ひきこもり等困難を有する人やその家族等の実情を踏まえた支援の充実

2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(2)健康づくりの推進と地域医療の充実

目指す姿

市民一人ひとりが、生き生きと健康に暮らしています。

現状と課題

- 本市は、健康都市連合に加盟しており、暮らしの質を高めるため健康づくりの取り組みをまちづくり全体の中で重視し、都市政策を進めています。健康都市とは健康を個人の責任としてのみ捉えるのではなく、市民が健康づくりに自然に取り組むことができ、必要な医療や介護サービスを受けられ、安心して暮らせるまちづくりを実践している都市です。その実現のために、本市ではそれぞれのライフステージに応じた情報提供や各種検診、健康教室等様々な事業を実施し、市民の生涯にわたる健康づくりの支援を行っています。今後も、免疫力維持につながる適度な運動や食習慣のほか、余暇活動、地域における健康づくり活動といった健康文化が浸透し、市民が心身ともに健康で幸せに暮らすことができる環境づくりを進め、健康都市としての取り組みを一層推進していく必要があります。
- 本市では、市民の健康寿命を延伸することを目的として、亀山医師会・亀山歯科医師会と連携しながら、各種がん検診、特定健康診査、特定保健指導、歯周病健診等を推進しています。しかし、がん検診・特定健康診査の受診率は目標値を下回っており、特定保健指導についても同様に目標値を下回っています。今後は、それぞれのライフステージに応じた情報提供を積極的に行い、各種検診等の受診率の向上とさらなる推進を図るとともに、生活習慣病の予防や早期発見、重症化予防に取り組む必要があります。
- 高齢社会が進展する中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう市民の健康を支える地域医療体制の充実が求められていることから、これまで個々に計画推進を図ってきた健康と医療に関する計画を、「亀山市健康・医療推進計画(平成29年)」に統合し、一体的・総合的に推進しています。また、多職種の連携会議を開催するなど、医療と介護の連携の強化を推進するとともに、三重大学をはじめとする関係機関との連携強化を図っています。今後も、関係機関との連携を強化するとともに、地域医療体制の充実を図り、安心して医療を受けられるまちづくりを進める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症については県や医療機関等の関係機関との連携の下で感染拡大の状況を見極めつつ、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を中心に総合的な対策を講じるとともに、新型コロナウイルスワクチン接種室を設置し迅速かつ円滑なワクチン接種に努めています。今後も、感染動向等を見据えた上で、的確かつ効果的な取り組みを推進していく必要があります。また、その他の感染症についても感染症の発症や重症化を防止するため感染症に関する情報提供を行うとともに関係機関との連携を強化し、定期予防接種に加え任意の予防接種を勧奨していく必要があります。
- 開院から30年を経た市立医療センターについては、公立病院として地域医療確保のため良質な医療の持続的な提供に努めているところですが、令和元年9月に、厚生労働省より全国の公立・公的病院の再編・統合に関する公表の中で、その対象の一つに含まれるなど、その経営状態は依然として厳しい状況にあります。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、地域医療拠点としての重要度は高まっており、今後も、地域医療を支える役割を果たせるよう、経営改善を図るとともに、地域包括ケアシステムのさらなる充実と在宅医療の推進を図る必要があります。
- 国民健康保険制度が抱える、被保険者の年齢が高く医療水準が高い、退職者や年金生活者が多く所

得水準が低いなどの構造的な課題を解決するため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険制度の安定化を図っています。このような中、本市では、雇用状況の変化等に伴い、被保険者数は減少しているものの、一人当たりの医療費が増加傾向にあり、依然として厳しい財政状況にあります。今後は、健全な財政運営を目指し、国民健康保険事業の財政基盤を強化するため、保険者努力支援制度の視点から、医療費の適正化に向けた取り組みを推進する必要があります。また、令和7年には、団塊の世代が全て75歳以上となるため、国民の4人に1人が後期高齢者になるといわれており、後期高齢者医療事業も含めた公的医療保険制度の安定的かつ継続的な運営を図る必要があります。

施策の方向

健康な暮らしの支援

- 健康都市の実現に向けた健康づくり支援の充実
- 生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進
- 食を通じた健康づくりの推進
- こころの悩みに対する知識の普及と相談機能の充実

疾病予防と重症化予防の推進

- ライフステージに応じた情報提供・各種検診等の充実
- 特定健康診査等の受診率向上と重症化予防の推進

地域医療体制の強化

- 地域医療連携システムを活用した、医療と介護の多職種連携の推進
- 地域の医療機関との連携強化と亀山市地域医療学講座の活用

感染症対策の推進

- 感染症予防のための予防接種率の向上
- 新型コロナウイルス感染症対策の推進

医療センターの機能強化と経営健全化

- 亀山医師会や地域医療機関との連携による救急医療体制の充実・強化
- 医療センターにおける安定的な医療提供のための病院機能の強化
- 医療センターにおける地域包括ケア病床の確保と在宅医療の推進
- 医療センターの経営健全化

安心できる公的医療保険制度の運営

- 国民健康保険事業の健全な運営
- 後期高齢者医療事業の安定的な運営

2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(3)高齢者の地域生活支援の充実

目指す姿

高齢者が、必要な介護・福祉サービスを受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

現状と課題

- 本市では、団塊の世代が75歳(後期高齢者)以上となる2025年問題を視野に入れて、地域包括支援センターの体制を強化し、地域包括ケアシステムの構築を推進することで高齢化社会に対応できる体制を整えています。今後、団塊ジュニア世代が65歳となる2040年を見据え、地域包括支援センターの総合相談機能の充実や医療・健康・生きがいづくり、地域との連携強化等、包括的な仕組みづくりの推進が求められます。また、高齢者福祉に関わるあらゆる主体の連携強化を図るとともに、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進が求められています。
- 本市では、在宅医療連携システムである「かめやまホームケアネット」を運用し、多職種の連携の下、医療・介護が必要となった高齢者が住み慣れた自宅で暮らすことができるよう支援しています。今後も高齢化の進展に伴い、在宅療養を希望する人の増加が見込まれるため、連携方法を見直すほか、利用しやすい仕組みを構築し、在宅療養の支援体制を強化することで認知症施策や看取りの観点を踏まえた取り組みを進めていく必要があります。
- 介護保険事業は、鈴鹿亀山地区広域連合の介護保険事業計画に基づき、様々なサービスが提供されており、市の高齢者福祉施策についても、介護保険事業と連携しながら推進しています。今後は、在宅医療・介護の推進、認知症施策の充実、家族介護者への支援等、地域における高齢者の暮らしを支援していく必要があります。
- 平成29年4月から開始された介護予防・日常生活支援総合事業の運用に伴い、高齢者の積極的な地域社会への参加を通して、自立支援と介護予防の強化に努めています。また、住民主体で生活支援を行う「ちょこボラ」の体制づくりに努め、地域の高齢者の介護予防や生きがいづくりにつながるよう、互いに支え合う体制の構築を促進しています。今後も、人生100年時代を見据え、高齢者が住み慣れた地域で健やかに過ごすことができるよう、フレイル対策としての生きがいづくりや、地域共生社会の実現に向け、地域での見守りや支え合いの体制強化を推進する必要があります。
- 厚生労働省の定める健康寿命延伸プランにおいて、高齢者が住み慣れた地域で健やかに過ごすことができるよう、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、保健事業と介護予防を一体的に実施することが求められています。今後、効果的かつ効率的で高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うため、国保データベースシステム(KDB)等を活用して地域の健康課題を抽出し、地域の特性に応じた取り組みを進める必要があります。

施策の方向

地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムの深化・推進

在宅医療や在宅介護の推進

生活支援サービスの体制整備

介護予防の推進

健康づくりから介護予防につながる取り組みの推進と健康寿命の延伸

地域住民主体の介護予防・生活支援活動の推進

高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施

高齢者の生活と生きがいの支援

高齢者の生活支援の充実

高齢者の生きがいづくり支援

高齢者の就労機会の確保

認知症高齢者等対策の推進

認知症への理解促進と初期支援体制の強化

認知症高齢者や家族への支援

(4)障がい者の自立と社会参加の促進

目指す姿

障がいのある人が、自立に向けた支援やサービスを受けながら、住み慣れた地域で自立して暮らしています。

現状と課題

- 本市の障がい者(児)の数は、身体障がい者は減少傾向にある一方で、知的障がい者・精神障がい者は増加しており、全体として増加傾向にあります。このような中で、本市では国の障害者総合支援法に基づく各種障害福祉サービスや市独自の取り組みを進めています。近年、障がい者やその家族が抱える課題の多様化・複合化が進んでおり、今後も関係機関の連携の下、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう意思決定の支援に配慮し、自立と社会参加に向けた支援が求められています。また、障がい者の重度化や親の高齢化が進む中で、「親亡き後」も見据え重度の障がいにも対応したグループホーム等居住の場の整備が必要です。
- 医療の進歩などを背景として、低出生体重児や先天的な疾病を持つ子どもたちの命を救うことができるケースが増えており、医療機関を退院した後も、引き続き自宅で医療的ケアを必要とする障がい児等が年々増加する中で、医療的ケアを提供できる障がい福祉サービス事業所が不足している等、支援体制に多くの課題があります。医療的ケアを必要とする障がい児等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、地域の社会資源を充実させる必要があります。
- 市では、障害者総合相談支援センター「あい」において、障がい者やその家族の相談支援を行うとともに、地域の特定相談支援事業所では、障がい者のニーズに応じたサービス等利用支援が、一般相談支援事業所では地域移行や地域定着を支援する相談支援が実施されています。今後も、ライフステージを通して切れ目のない支援を行うため、相談支援体制の充実や福祉、医療、保健、教育等の関係機関の連携強化を図る必要があります。
- 市では、障がいのある人が住み慣れた地域で自立して生活することができるよう、就労に向けた支援を行っています。今後は、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等の障がい者就労施設の利用を促進し、就労や生きがいづくりの場を生み出すとともに、関係機関との連携の下、就労定着に向けた支援を行うほか、障がい者の雇用拡大に向けた施策の検討を行う必要があります。
- 社会環境の変化に伴い障がい者やその家族のニーズが多様化するとともに、障がい者サービスに係る経費も年々増加しています。限りある財源の中で必要となるサービスを適切かつ効果的に提供していくため、ニーズの把握に努めるとともに、現在の障害福祉サービスの見直しを行う必要があります。
- 障がいのある人の自立した生活を支援するため、本市の障がい者医療助成については、県制度の医療費助成に加え、市単独事業として対象者を拡大して助成を行い、経済的な負担の軽減を図っています。しかしながら、助成額は毎年増加し続けていることから、制度を持続的に運用するため、現行制度について見直しを行う必要があります。
- 国においては、障害者差別解消法や障害者虐待防止法等、共生社会の実現に向けた法整備が進められています。今後も、障がいの有無によって分け隔てられることなく互いに認め合い、誰もが自分らしく暮らすことができるよう、障がい者差別の解消や暮らしやすい環境の整備を一層推進する必要があります。

施策の方向

障がい者の自立支援

- 自立に向けた相談支援体制の充実
- 関係機関と連携した就労支援の推進
- 社会参加に向けた支援体制の充実

障がい者の福祉サービスの充実

- 障がいや生活の状態に応じた福祉サービスの充実
- 自立した生活のための居場所の確保や地域生活支援拠点の整備促進
- 医療費負担の軽減

誰もが暮らしやすい社会の実現に向けた取り組み

- 障がい者差別の解消と合理的配慮の拡充
- 関係団体と連携したユニバーサルデザインの啓発活動の推進

(5) 学びによる生きがいの創出

目指す姿

市民が、それぞれの学びの成果によって、地域社会で活躍しています。

現状と課題

- 本市では、様々なキャリアを持った人の地域での活躍を支援するために、新しい学びの場である「かめやま人キャンパス」を立ち上げ、まちのくらし人・まちの歴史人・まちの起業人・森と水の守り人の4種類の講座を開催し、受講者が実践的な学びを展開しています。また、各地域まちづくり協議会と連携した公民館講座や各地区コミュニティセンターにおいて出前講座を実施することにより、多くの市民に学習機会を提供しています。今後は、学びの成果を地域に還元する「学びの循環」を創出するため、「かめやま人キャンパス」を核とした学習体系を構築し、子育て、地域の安心安全、高齢者の見守り等の地域課題の解決につなげられるよう取り組む必要があります。
- 人々が人生を豊かに過ごすためには読書活動は非常に重要ですが、若者層を中心に活字離れが指摘されています。現行の図書館では、あかちゃんタイムの実施をはじめ、ファミリー読書リレー・ブックスタート、かめやま読書チャレンジ等とともに、幼少期からの読書習慣の定着を図っています。また、図書館ボランティアとの協働による図書館まつりや各種行事を実施し、来館動機の創出を図っています。一方、図書館利用者は一定の利用者で構成されており、特に若年層やビジネスパーソンの利用は少ないのが現状です。現在、JR亀山駅前周辺整備にあわせ整備を進めている新図書館は、新しい時代に必要な機能を実現することにより、これまで図書館を利用してこなかった年齢層へのアプローチを行い、利用者の拡大につながる取り組みを予定しており、社会の変化に対応しつつ、あらゆる世代への読書習慣の定着を目指すとともに、図書館をまちづくりの拠点として活かす取り組みが求められています。
- 「亀山市生涯学習計画」では、年齢や立場に応じて「いつでも、どこでも、だれでも」が学ぶことができる生涯学習社会を目指しており、身近な地域での学びとして、地区のコミュニティセンターを拠点として、中央公民館による出前講座等を実施しています。「かめやま人キャンパス」では、受講者のオンライン環境が整っている講座について、試行的にオンラインでの講座を開催しています。今後、コロナ禍のような状況であっても学びの場を保障できるよう、ICTを活用した講座の実施を検討する必要があります。また、様々な学びが展開される中、学びの情報の一元的な発信をさらに進める必要があります。

施策の方向

地域課題の解決に生かせる学びの展開

- 「かめやま人キャンパス」を核とした学習体系の構築
- 各地域まちづくり協議会との連携による学びの機会の充実
- 地域資源を生かした学習機会の充実

新図書館を核とした読書活動・市民活動の推進

- きめ細かなサービスの提供による利用しやすい環境創出
- 読書に親しむ環境創出による新しい学びの展開
- 子育て世帯の読書習慣のきっかけづくり
- 読書活動や生涯学習の拠点・市民交流の場としての機能の向上

誰もが学べる環境づくり

- 地域での学習環境の充実
- 学びの情報の一元化した発信
- ICTの利活用による学びの環境づくり

(6)文化芸術の推進

目指す姿

市民が、文化的な個性や魅力にあふれたまちの中で、心豊かに暮らしています。

現状と課題

- 平成29年に改正された「文化芸術基本法」では、各地方公共団体において、「地方文化芸術推進基本計画」策定の努力義務が規定されています。こうした動きを踏まえ、本市においても、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用するとともに、文化芸術のそのものの振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流等の関連分野における施策を計画の範囲に取り込むことを目指し、令和3年度に(仮称)亀山市文化芸術基本条例及び(仮称)亀山市文化芸術推進基本計画を策定し、文化施策を進めています。また、「かめやま文化年プロジェクト」では地場産業や地域資源に焦点をあてた事業を展開し、全市的に文化に関する取り組みを3年に一度行ってきましたが、市民への浸透や事業の開催方法や新型コロナウイルス感染症等への対応に対する課題も明らかになりました。今後、これらの課題を整理し、市民が文化活動に関わる機会をさらに広く創出していくため、地域間・世代間の文化交流を生かす機会の確保、市民団体への支援による文化活動の促進、これらの情報発信の強化、さらに関係分野との連携が求められます。
- 本市の文化の拠点となる文化会館において施設の安全確保と長寿命化を図るため、大ホールの冷却塔改修工事等の計画的な機能整備を行っています。今後も施設の長寿命化とともに、市民の施設利用促進に向け継続した改修・整備が必要です。また、文化会館を拠点としたネットワークづくりによる他市との文化交流の推進のため、公共施設の有効活用、多機能なギャラリー空間を備えた文化の拠点づくりを推進する必要があります。
- 文化会館及び芸術文化協会と連携して文化会館フェスタや市展、芸文祭を開催するとともに、文化会館を基点とした地域へのアウトリーチ活動や市民向け音楽活動、市民ミュージカル、特色ある文化団体への協力等、地域に根ざした文化活動を支援しています。今後も市民の文化芸術意識・意欲の向上に向け、文化芸術に関する積極的な情報発信や文化芸術に優れた人材の育成と市民の自主的な活動の支援、さらに文化・芸術体験等の機会の確保と豊かな情操を育む機会の提供を継続して行う必要があります。

施策の方向

文化施策の推進

観光やまちづくりなど関係分野との連携の推進

これまでのかめやま文化年を生かした市民や地域が主体となる文化芸術事業の推進

個人や団体等の交流・連携の充実と地域間の文化交流の推進

文化の拠点づくり

文化会館の計画的な機能整備による利用促進

文化会館を核とした文化に関するネットワークづくりの推進

公共施設の有効活用

文化芸術活動の活性化

文化芸術に関わる機会の提供・創出

団体との連携強化による文化芸術に優れた人材の育成等への支援

文化会館と連携したアウトリーチ活動の充実

(7)スポーツの推進

目指す姿

市民が、スポーツ技術や記録の向上に励んだり、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るため、スポーツを楽しんでいます。

現状と課題

- スポーツは心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等、健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものです。本市では平成29年にスポーツ推進の基本的な方向性を示す「第2次亀山市スポーツ推進計画」を策定し、市民が気軽にスポーツに親しめる環境づくりに努めています。今後は、教育や健康、福祉、建設等幅広い関連部署との連携を強化し、市民や関係団体、学校、事業所、行政等が共通認識を持つことにより地域社会全体でスポーツに関する取り組みを進める必要があります。
- 令和3年に開催が予定されていた三重とこわか国体、三重とこわか大会は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となりましたが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されたことで、スポーツへの参加意識が高まることが予想されることから、この機会を活かし市民のスポーツ活動を活発化させ、競技力を向上させることが期待されています。具体的には、スポーツ団体と連携し地域の専門的な指導者やリーダーの育成・活用を図るとともに、有望な競技者の全国大会等への出場を支援することで地元アスリートの発掘、育成を促進する必要があります。
- 市民が、生涯にわたり健康、体力、年齢、技術、目的等に応じてスポーツや運動に親しむことができるよう、世代やニーズに合った様々な活動の機会や活動の場を充実させ、市民のスポーツ活動を促進する必要があります。また、市民一人ひとりがスポーツをすることを特別なことと捉えず、スポーツが生活の中にとけ込み、それぞれの体力や年齢、ライフスタイル等に応じて日常的に親しまれている「スポーツ・イン・ライフ」を実践することにより、スポーツの実施率の向上につなげる必要があります。
- スポーツは人と人との交流及び地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成することで、地域の活性化に寄与します。また、トップレベルのスポーツは人々に夢と感動を与え、スポーツへの関心を高めます。今後、スポーツのもつ力をまちづくりに活かすために、トップレベルスポーツの誘致やスポーツツーリズム等地域交流を促す施策を検討する必要があります。
- 体育館や野球場、プール等の運動施設については施設整備、修繕等に継続的に取り組み、施設の安全確保に努めています。今後、これら運動施設の老朽化対策や長寿命化を見据え、中長期的な視点に立った計画的な施設改修を進める必要があります。また、地域住民が学校施設等をスポーツ活動の拠点として利用し、継続的にスポーツを楽しみ、交流を深められるよう支援を行う必要があります。

施策の方向

スポーツ活動の推進

各種教室や大会の支援による市民の幅広い参加機会の提供
様々な主体が連携したスポーツや運動に親しむ環境づくり
地域に根ざしたスポーツ活動の充実による生涯スポーツの推進
スポーツの裾野の拡大

スポーツ団体の育成と競技力の向上

スポーツ活動団体に対する活動支援
競技者の全国大会等への出場に対する支援とジュニアスポーツの機運醸成の促進

スポーツ文化の浸透

スポーツツーリズム等の観点も取り入れたスポーツの機運の向上
「スポーツ・イン・ライフ」をきっかけとした体力・健康づくりの推進

スポーツの拠点づくり

運動施設の利便性向上による利用の促進
学校施設等の地域資源を利用したスポーツを通じた市民交流への支援
スポーツ施設の計画的な改修及び長寿命化に向けた調査

3. 交通拠点性を生かした都市活力の向上

- (1)企業活動の促進・働く場の充実
- (2)地域に根ざした商工業の活性化
- (3)農林業の振興
- (4)まちづくり観光の活性化
- (5)広域的な交通拠点性の強化

3. 交通拠点性を生かした都市活力の向上

(1) 企業活動の促進・働く場の充実

目指す姿

多様な企業が市内に立地し、事業活動を行うことで、雇用が創出されています。

現状と課題

- 本市はこれまで、高速道路が結節する交通アクセスの利便性や中部・近畿両圏の中間に位置する地理的優位性を生かし、積極的な企業誘致を行うことで多様な産業の集積に繋げてきました。近年では、亀山・関テクノヒルズの新たな造成地の分譲や新名神高速道路の県内区間全線開通による交通拠点性の向上を追い風に産業振興奨励制度の充実を図り、本市への企業立地が加速しています。その結果亀山・関テクノヒルズの分譲区画は残り少なくなっており、今後においても安定した雇用の創出や地域経済の活性化のため、亀山・関テクノヒルズに次ぐ産業基盤を確保していく必要があります。
- 新規採用職員研修や実務者研修の開催、会員相互の情報交換等、企業間における交流を促進しています。今後も、より企業間の交流を深めるため、会員規模の拡大や事業の充実を図っていく必要があります。
- 本市では、亀山市雇用対策協議会が発行する「かめやまの事業所」を活用し市内企業の紹介をしています。しかしながら、市内には優れた技術力を持ちながら情報発信には至っていない企業は数多くあります。今後、このような市内の優れた企業の情報を広く発信することで、事業活動の活性化につなげる必要があります。
- 本市の雇用対策は、亀山市雇用対策協議会を通じた「高校指導主事との求人懇談会」や「親子と企業の懇談会」の開催により市内企業における雇用の創出を図っています。今後も求人側と求職側のマッチングを行うとともに、新図書館を活用した情報発信等、新たな情報発信方法についても検討しながら、雇用の確保に努めていく必要があります。
- 本市では、働く人の相談窓口を通じた労働相談対応や、亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間による啓発、企業等への表彰の実施、企業や労働団体、行政による働き方に関する定期的な情報交換の実施等、市内の職場のより良い環境づくりを進めています。一方、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に働き方が多様化しています。これをチャンスと捉え、生産性の向上と労働環境の充実の両面からの働き方改革を一層促進していく必要があります。
- 本市では、鈴鹿川等源流域等での企業による森林保全活動や市内事業所の連携により「職業体験イベント」を通じた小学生のキャリア教育が進められる等、企業による地域貢献活動が活発化しています。また、近年では持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け、ビジネスを通じた社会貢献の機運が高まっています。こうした世界的な潮流の中、本市においても企業の力をまちづくりに生かしていくことができるよう、企業との連携を強めていく必要があります。

施策の方向

多様な産業集積の促進

- 企業立地や既存企業による事業拡張の促進
- 新たな産業団地の確保に向けた取り組みの推進

既存企業の活性化

- 企業間交流の促進
- 市内企業の技術力の発信

雇用の創出と働きやすい環境づくり

- 関係機関と連携した雇用の維持・確保
- 関係機関と連携した雇用や労働に関する相談対応
- 企業における働き方改革の促進とワーク・ライフ・バランスに対する機運の醸成

企業との連携によるまちづくりの推進

- 企業のCSR活動やSDGs達成に向けた取り組みの促進

(2) 地域に根ざした商工業の活性化

目指す姿

市内事業者が、地域に根ざし活発な経営を行っています。

現状と課題

- 本市には、ＪＲ亀山駅周辺の中心的市街地や市北東部の国道３０６号線沿道等を中心に、商業地域を形成し、市民の日常生活を支えています。こうした中、本市では、空き店舗活用による都市拠点での立地促進や、商業者団体等による各種イベントを通じた集客向上等に取り組み、にぎわいのある商業地域の形成を図っています。今後、亀山駅周辺の再開発が本格始動する中、中心的都市拠点のにぎわい創出に繋げることができるよう、再開発事業と連動を図りながら、効果的に商業機能を誘導していく必要があります。
- 本市では、地域商工業の活性化を図るため亀山商工会議所や亀山市商業団体連合会、亀山市東町商店街振興組合等の商工業団体を支援し自主的な活動を促進することで地域商工業活性化に繋げるとともに、地域商工業を支える組織や人材の育成・確保を図っています。こうした取り組みにより地域商工業が持つ潜在的な魅力を発信できている一方、組織の高齢化は進行しており継続した支援と併せて、関係団体の組織力の強化が求められます。
- 本市では、市内事業者の経営力の向上を目指し、亀山商工会議所等の関係機関と連携しながら専門家派遣による経営指導や資金繰り支援等により、市内事業者の新規事業の立ち上げや経営安定化をサポートしています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受ける中、事業者への資金繰り支援、消費喚起事業等、感染状況に応じた経済対策を講じてきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は地域商工業の経営に大きな影響を与えるとともに、消費者の意識や行動にも変化が生じています。市内事業者が地域に根ざした事業活動を営むことができるよう、時代の変化に対応した地域商工業への支援が必要です。
- 本市では、農商工連携による特産品の発掘や販路確保までの一連の事業展開を図るため、市独自の地域ブランド認定制度「亀山ブランド」をスタートさせました。今後は、この認定制度による特産品等のブランド化を礎に既存の特産品の販路拡大や新たな特産品の販路確保を切れ目なく支援することで、新たな価値を創出し地域経済の活性化に繋げていく必要があります。
- 本市では、創業支援ネットワーク「カメヤマ創業アシスト」を形成し、創業セミナーの開催等、亀山商工会議所や金融機関と連携し創業者支援に取り組んでいます。今後は、にぎわい創出に向け、セミナー等の知識習得に加え、創業したい人がさらに一歩を踏み出し、創業にチャレンジできる環境の充実を図っていく必要があります。

施策の方向

にぎわいのある商業地域の形成

中心的都市拠点における亀山駅周辺再開発と連動した商業機能の集積
都市拠点における創業促進と空き店舗の解消

多様な主体による一体的な取り組みの促進

商工業団体の組織力や団体間連携の強化
事業者・商工業団体・行政が一体となった取り組みの推進

市内事業者の経営安定化と事業活動の活性化

経営安定化や時代の変化に応じた事業展開等への支援
地域ブランド認定制度による特産品の付加価値向上と販路拡大・確保

新たなビジネスの創出

関係機関と連携した創業支援と創業にチャレンジできる環境づくり

(3) 農林業の振興

目指す姿

農林業の担い手が、効率的かつ安定した経営を行っています。

現状と課題

- 本市では、加太川や安楽川を支流とする鈴鹿川と中の川が東西に流れ、これらの河川の流域には扇状地性低地が開け、この上段には洪積層の砂礫台地つながっており、水稻、茶、畜産、花木等、多様な農業が展開されています。また、林業は北勢地方随一の林業地帯として古くからスギ・ヒノキを主とした人工造林が進められ、良質な木材の生産・供給を行っています。
- 本市の農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足、農産物の価格低下による農業生産所得の低迷が続いており、農家の減少とともに産業としての農業の弱体化が進行しています。こうした中、本市の農業を振興するためには認定農業者や集落営農組織等の意欲ある農業経営体の育成、農地の集積及び新規就農の促進、デジタル技術を活用したスマート農業の導入促進により、生産性の高い持続可能な農業経営を実現していく必要があります。
- 本市では、野生鳥獣による農作物や森林被害削減のため、県や獣害専門家との連携や被害防止柵の設置支援等により、地域での獣害対策に取り組んでいます。しかしながら、鳥獣被害は依然として増加傾向にあることから引き続き被害の低減に向けた取り組みを強化していくとともに、豚熱等の感染症対策に取り組み、畜産業の安定経営を進める必要があります。
- 本市では、農林産物をはじめとする特産品の高付加価値化や販路の拡大・確保を目的として、市独自の地域ブランド認定制度「亀山ブランド」をスタートさせました。今後は、この認定制度を通じて農林産物の付加価値を高めることで、農林業の振興に繋げていく必要があります。
- 本市では、亀山茶カフェの開設やお茶まつりの開催等、市民と生産者の交流を図るとともに、「亀山っ子給食」等により地産地消の取り組みを進めています。今後、食へのニーズの多様化がより一層進むと見込まれることから、引き続き地産地消を促進するとともに、ニーズの多様化に対応し、地元農畜産物の魅力を市内外に発信していく必要があります。
- 本市では、用水路や農道等の農業施設の維持・整備を行い、地域における農業基盤の整備を図るとともに、農業生産条件が不利な中山間地域においては地域資源を生かした農業振興に取り組む集落を支援し地域活性化に繋げています。今後も、地域における農作業の効率化や農村集落の活性化を図るとともに、多様な主体の参画により魅力的な農村集落を形成していく必要があります。
- 本市の林業は、木材価格の低迷や経費の上昇により、経営が依然として厳しい環境にあります。林業事業体による施業の集約化や路網整備等により生産性向上に取り組むとともに、公共建築物や木質バイオマスへの利用等により、地域材の循環利用を推進しています。今後も持続可能な安定した林業経営に向け、効率的な森林施業を進めるとともに、地域材の利用促進が必要です。

施策の方向

農業経営体の育成・確保

認定農業者・集落営農組織等の育成・確保

若者等の新規就農や雇用就農、集落営農組織等への参画の促進

農業経営の安定化

農地利用集積の推進

地域における農業基盤の整備

経営効率化に向けたスマート農業の導入促進

獣害対策の推進

豚熱、鳥インフルエンザ等の感染症対策の推進

農畜産物のブランド化等による付加価値の向上と販路拡大・確保

地元農畜産物の魅力化

中山間地域の活性化・魅力化

中山間地域での農業生産活動への支援、農業を通じた中山間地域の活性化

多様な主体の参画による農業の魅力化

林業経営の安定化

林業施業の集約化や路網整備等

地域材の高付加価値化・利用促進

スマート林業の推進による森林施業の効率化への支援

(4) まちづくり観光の活性化

目指す姿

来訪者が、地域の魅力に共感し、活気にあふれた交流が行われています。

現状と課題

- 本市は、地域文化を活用した着地型観光を実現していくため、地域が主体となってあらゆる資源を生かし、交流と活力を生み出す「まちづくり観光」の考え方を基本として様々な取り組みを進めています。しかしながら、インバウンドの急増、スマートフォンを活用した情報発信の普及と進化、猛暑等の気候変動等、観光を取り巻く情勢は大きく変化しています。特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は大きく、感染リスクを避けるためにインバウンドはもとより国内観光は落ち込みが長期化し、収束後も観光の在り方自体が変容すると考えられており、ニューノーマル等、社会の変化に対応した観光政策の推進が求められます。
- 本市は、鈴鹿川等源流域における市域を代表する7つの山々をつなぐ「亀山7座トレイル」を活用した新たな体験型観光として、7座のトレッキングコースを整備し、エコツーリズムを推進しています。また、令和3年3月に鈴鹿関跡が国史跡指定を受ける等、観音山、羽黒山、筆捨山等の関三山周辺の歴史的資源の価値も高まっています。今後は、登山、キャンプ等のアウトドア等の自然観光の需要の高まりも踏まえ、自然との触れ合いの機会や施設の充実を図り、「亀山版グリーンツーリズム」の形成を図るとともに関宿等の既存の観光地への回遊性を生み出す仕組みづくりが求められます。
- 本市は、これまでから近隣市や県外交流市で行われたイベント等を通じ、様々な機会や場所を活用し本市の観光の魅力を発信しています。新型コロナウイルス感染症の影響で観光客の動向が団体観光から個人旅行にシフトする中、今後はインターネットによる情報発信を強化し、県内や伊賀市、甲賀市等の地域内の観光誘客を進めるとともに、観光地として選ばれるよう旅行体験の質の向上を図り、需要の変化に対応した着地型観光を実現していく必要があります。
- 平成30年9月に、亀山市観光協会を中心に多くの主体が参画する「亀山市フィルムコミッション」が設立され、亀山版DMOの礎となる多様な主体が協働し一体的に観光振興を推進するための組織体が結成されました。今後は、この組織体を母体に関係者が一体となって観光振興に取り組める体制の充実を図るとともに、まちづくり観光のコーディネート機能を果たす亀山市観光協会の機能強化に向けた取り組みが必要です。また、まちづくり観光を担う市民や市民活動団体が減少しており、観光振興団体の高齢化等による後継者不足が懸念され、地域資源を活用した物産やサービスを行う持続可能な新たな団体の育成が必要となっています。
- 本市は、関宿のWi-Fi整備や、ホームページ・観光パンフレットの多言語化等、インバウンド対応を中心とした環境整備や、トイレの改修や観光案内機能の向上等、観光客の利便性を高める取り組みを進めています。今後は関宿にぎわいづくり基金の活用を視野に入れながら、来訪者が快適に滞在し回遊できる受け入れ環境の充実を図っていく必要があります。

施策の方向

地域資源を生かした持続可能な観光政策の推進

亀山7座トレイルを軸とするグリーンツーリズムの展開

歴史的資源を生かした観光の推進

魅力ある物産・サービスの創出

観光プロモーションの強化

観光DXの展開と情報発信力の強化

ポストコロナ時代における観光プロモーションの推進

まちづくり観光を支える人材と組織の育成・確保

亀山市フィルムコミッションを礎とした亀山版DMOの確立

亀山市観光協会の機能強化

まちづくり観光を担う人材育成と組織の活性化

快適に滞在できる受け入れ環境の充実

観光地の受入環境の整備

(5) 広域的な交通拠点性の強化

目指す姿

市内外の人が、高速交通ネットワークを活用し、広域的な交流・連携を行っています。

現状と課題

- 本市は古くからの交通の要衝であり、現在も広域交通網の結節点として中部・関西の両圏域をつなぐ重要な役割を担っています。今後も高速道路網の充実や新たな国土の大動脈となるリニア中央新幹線の市内停車駅誘致により、交通拠点性を最大限に発揮させたまちづくりを展開していくことが求められます。
- 令和9年の東京・名古屋間の開業に向けて、リニア中央新幹線の整備が進む中で、令和3年1月には県内全市町等で構成する「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」において本市が県内唯一のリニア県内駅位置候補に決定し、令和3年10月にはリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会に県内駅候補地案を提案したことで、リニア中央新幹線市内停車駅誘致活動は新たな局面を迎えています。こうした中、本市は四半世紀以上にわたり官民一体となってリニア中央新幹線市内停車駅誘致活動を推進してきた歴史があり、この長きに亘る取り組みを礎としながら、三重県等関係機関との連携を一層強化するとともに誘致活動の裾野を拡大し、リニア誘致の機運をさらに高めていく必要があります。
- リニア中央新幹線の東京・名古屋間の開業予定が数年後となる中で、事業主体の整備動向等を注視しつつ、市内停車駅の波及効果を生かしたまちづくりビジョンの策定等、市内停車駅誘致を見据えた取り組みを加速させていく必要があります。
- 本市は平成8年度から「リニア中央新幹線亀山駅整備基金」を設置し計画的な積立てを行い、その積立額が概ね目標額20億円に到達しています。しかしながら、リニア中央新幹線の先行開業区間の事例から、リニア駅周辺整備等には巨額の費用を要することから、引き続き、リニア市内停車駅整備を見据え、更なる財源の確保に努める必要があります。
- 平成31年3月の新四日市JCT～亀山西JCT間における暫定4車線での開通や、令和元年12月の亀山西JCTのフルジャンクション化により、東名阪道の渋滞が大幅に緩和されるなど、本市の交通拠点性はさらに向上し、交通の結節点としての役割がますます重要となっています。また、新名神高速道路は暫定4車線での開通であるため、6車線化整備に向け、関係機関に早期の実現を引き続き要望していく必要があります。
- 鈴鹿亀山道路については、亀山JCTと鈴鹿市北勢バイパスを結ぶ地域高規格道路としての役割に加え、インターチェンジへのアクセス向上、地域の利便性の向上、大規模災害発生時の緊急輸送道路としての役割が期待されており、令和3年2月に都市計画決定が行われました。引き続き、鈴鹿亀山道路の早期事業化に向けた取り組みを行うとともに、整備促進の機運が高まっている国道1号亀山バイパスや国道1号関バイパスの整備、国道306号川崎バイパス等についても整備を促進していく必要があります。

施策の方向

リニア中央新幹線市内停車駅の誘致の推進

県等との連携強化と誘致活動の拡大

駅誘致の波及効果を生かしたまちづくりの方向性の整理

駅整備を見据えた計画的な財源確保

広域道路網の強化

新名神高速道路の早期6車線化整備の促進

広域道路網の強化に向けた取り組みの促進

国道306号川崎庄内バイパスの整備の促進

広域道路網の整備の促進

4. 子育てと子どもの成長を支える環境の充実

- (1)子どもたちの豊かな学びと成長を支える環境の充実
- (2)安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進

(1)子どもたちの豊かな学びと成長を支える環境の充実

目指す姿

子どもたちが、人とつながり、未来を創るための力を身に付けています。

現状と課題

- 学校教育が複雑化・多様化した課題を抱える中で、国は第3期教育振興基本計画において、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化を今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとした上で、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」等の五つの基本的な方針が設定されています。また、三重県においては令和2年3月に、「三重県教育施策大綱」が策定され、「新しい時代を「生き抜いていく力」の育成・社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実」「誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現」等6つの「三重の教育における基本方針」が示されています。こうした方針等を踏まえつつ、亀山市総合教育会議等で協議を重ね、令和3年度に亀山市教育大綱及び亀山市教育ビジョンを改定しました。今後は、人口減少や少子化に加え、スマート社会の到来、ポストコロナ時代に対応した教育活動など、教育を取り巻く社会情勢の大きな変化に対応していくことが求められます。また、本市が「教育のまち」として充実と発展していけるよう市民の教育に対する認識を高めるとともに、教育大綱に沿った学校教育の推進の機運を醸成していく必要があります。
- 地域や保護者の方が学校運営に参画するコミュニティスクール(学校運営協議会制度)の取り組みが全国的に進められている中、本市では、令和3年度には市内小中学校14校全てに学校運営協議会が設置されました。これまで、各学校では学校評価についても充実・定着を図ってきましたが、その評価をもとに、学校運営協議会等で教育活動の改善が行われ、学校の組織力の向上につながっています。今後は、市内の小中学校全校に設置された学校運営協議会を核とした連携・協働、防災教育や防犯教育等を通じた子どもの安心・安全を確保、学校、家庭、地域、関係機関が連携した危機管理体制の強化を引き続き行うとともに、教職員の資質向上等を推進し、信頼される学校づくりを進める必要があります。
- 川崎小学校の改築や井田川小学校の増築・給食室改修等により、学びの環境整備の充実を図り、また、令和元年度には普通教室における空調機の設置が完了し、子どもたちの学習環境は大きく向上しています。今後は、子どもたちが安全で快適な学校生活を送るため、老朽化が進んでいる学校施設については予防保全型管理を進め計画的に施設の長寿命化を図るとともに、子どもたちの良好な健康状態の維持に配慮した取り組みを進める必要があります。一方、中学校における全員喫食制の給食実施については、他の様々な教育課題の解決に向けた取り組みとの調整を行いつつ、準備を進めることが重要です。
- 小学校及び中学校の新学習指導要領では、教科等の目標や内容を見通し、学習の基盤となる資質・能力等の育成や、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことが求められています。本市では、こうした状況を受け、令和2年3月に「亀山市学力向上推進計画」を改定し、学校力・教師力の向上・児童生徒への学習支援・家庭・地域との連携・協働を重点的取り組みとして進めています。今後は、就学児童の学びのための展開に向けた取り組みを行うため、就学前児童の支援体制を強化し、義務教育へのスムーズな接続を図る必要があります。また、ICTの活用において児童用タブレット端末の配置やインターネット環境の整備は進みましたが、学習に必要な環境整備等を引き続き行う必要があります。

ます。

- 本市の独自の取り組みである少人数教育推進教員の配置や、個の学び支援等、校内の子どもたちへのより良い学習環境づくりを積極的に行っています。しかし、年々いじめ問題や不登校をはじめとした様々な問題に対し、支援を必要とする児童生徒は増加しており支援の在り方も多様化しているため、誰一人として取り残さない教育をさらに進める必要があります。
- 本市における青少年健全育成については青少年育成市民会議と連携し、「亀山っ子」市民宣言を具現化する「第3次具現化行動計画」及び家庭で取り組める子育て応援メッセージ「かめやまお茶の間10選（実践）」の策定し、子育て世帯を中心とした多くの市民への周知を行う等、地域で子どもを育む意識醸成に努めています。今後も「亀山っ子」市民宣言の具現化に向けた取り組みの実施を支援していくとともに、青少年の健全育成のため地域・福祉・教育の分野で様々な団体等と連携し、青少年活動を促進していく必要があります。

施策の方向

学びを支える温かさあふれる学校づくり

地域や学校の特性を生かした特色ある学校づくりの推進
地域や家庭との連携による安心して学べる環境の整備
子どもたちと地域の交流活動の推進

学びの環境の充実

学校施設の長寿命化の推進
子どもたちの学習環境や食育生活環境の充実
中学校における全員喫食制給食の実施に向けた取り組みの推進

希望をもって新しい時代に活躍できる子どもの育成

保幼認小中の連携によるスムーズな接続の推進
学力の向上と授業改善の推進
学校司書等と連携した学校図書館活動・読書指導の充実
主体的に判断し行動する力を培う人権・道徳教育の推進
文化活動の機会の創出による豊かな感性の育成
GIGA スクールによる教育の情報化と情報モラル教育の推進
グローバル社会に対応した国際理解教育・外国語教育の推進
体験学習の機会の充実と環境教育・キャリア教育の推進

家庭・地域の教育力の向上

地域全体で支える教育・子どもの見守りの推進
「かめやまお茶の間 10 選(実践)」を活用した家庭教育の意識啓発

一人ひとりの学びを支えるきめ細かな教育の推進

子どもの特性や事情に配慮した誰一人取り残さない教育の推進
少人数教育等によるきめ細やかな指導の推進
いじめ・不登校に関する相談・支援体制の充実
デジタル技術を活用した校務効率化による教職員の子どもの向き合う時間の確保

青少年の健全育成と青少年活動の促進

「亀山っ子」市民宣言の市民への理解の共有と実践活動の促進
地域・福祉・教育の連携による青少年の自立支援や見守り体制の強化

(2)安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進

目指す姿

子育て世帯が、周りに支えられながら、安心して子どもを育てています。

現状と課題

- 全国的な少子化が進展する中、他市に比べて比較的緩やかではあるものの本市においても出生数は減少傾向が続いています。しかしながら、女性の就労意欲の高まりや幼児教育・保育の無償化など、保育需要の拡大・多様化につながる動きが進んでいることから待機児童の解消は本市の大きな課題となっています。そうした状況を踏まえ、令和3年2月に就学前教育・保育施設の再編方針を策定し、短期的な効果を期待できる事業に着手し、保育機能の拡大のための取り組みを進めています。引き続き計画的な施設の統廃合を含めた施設再編等、中長期的な視点による抜本的な待機児童解消に向けた取り組みが求められます。
- コロナ禍では、医療従事者をはじめとしたエッセンシャルワーカーである保護者の就労を支えるために保育所、放課後児童クラブなど子どもの居場所の安定的な確保の重要性が高まっています。一方、感染リスク等から保育所等の施設や子育て支援センターの利用を控えたり、様々なイベントが中止・縮小されたりするなど、子育て世帯の交流機会が減少することで、子育て世帯が社会から孤立するリスクの高まりも危惧されています。今後は、子どもの居場所のさらなる充実を図ることと、コロナ禍で子育て世代が孤立しない取り組みが必要です。
- 本市では、保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携した切れ目のない子育て支援体制による総合的な相談や支援を積極的に展開することで、「子育てにやさしいまち」としての評価を得ています。また、平成30年度に子育て世代包括支援センターを設置する等、専門スタッフによる相談・支援体制の強化を図っています。そうした中、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(成育基本法)」が令和元年12月から施行され、地方自治体にはその地域の特性に応じた施策を策定・実施する責務を果たすことが求められています。
- 子育て世帯への支援については、県制度の医療費助成に加え、市単独事業として取り組んでいる子どもの医療費に対する助成の対象者の拡大、未就学児の窓口無料化等の制度の充実化を図っています。また、国においても、令和元年10月に国の幼児教育・保育の無償化がスタートし、子育て世帯の負担を社会全体で支える仕組みが大きく見直される等、子育て世帯への公的支援が拡充されています。
- 国は、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」等の課題を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進しています。本市においては、ニーズ増のある小学校区での放課後児童クラブの支援単位の拡大や、夏休みなどの新たな居場所となる長期休暇子どもの居場所事業を展開し、さらに放課後子ども教室との連携強化に努めています。

施策の方向

就学前教育・保育施設の受入機能の強化

待機児童解消に向けた保育所等の増築等及び幼保の統合等による認定こども園の整備
施設改修による保育環境の充実
就学前教育・保育施設の運営支援の強化と人材確保

魅力ある幼児教育・保育の提供

地域資源を活用した体験を通じた教育・保育活動の取り組み
特別な支援が必要な子どもに対する保育体制の確保
職員間の情報共有の機会や研修の機会の充実

子育てが孤立しない環境づくり

子育てに関する総合的な相談体制の充実と関係機関との連携強化
子育て支援センターの機能拡充による子育て世帯の交流促進の場の充実
多様な手段の情報発信の強化による子育て世帯の交流促進
地域や関係機関との連携による児童虐待予防と対応の強化

子育て世帯の自立した生活への支援

多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実
ひとり親世帯等への様々な制度の情報提供や相談体制の充実と生活支援

子育ての希望をつなぐ支援の充実

妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実
不妊治療への支援
子どもの医療費等子育てにかかる経済的負担の軽減

子どもの居場所づくりときめ細かな子育て支援の推進

放課後児童クラブの運営支援と放課後子ども教室との連携
子育て援助活動の体制強化
児童発達支援機能の整備と計画的な人材育成による切れ目のない支援の充実
専門機関との連携による発達に配慮が必要な児童への早期対応
多様なニーズに対応できる保育サービスの充実

5. 市民力・地域力の活性化

- (1)自立した地域まちづくり活動の促進
- (2)市民参画・交流活動の促進と協働の推進
- (3)移住・定住の促進
- (4)人権の尊重とダイバーシティ社会の推進

(1) 自立した地域まちづくり活動の促進

目指す姿

市民が、地域まちづくり協議会の活動を通して、地域の課題解決に向けて、自立した地域づくりに取り組んでいます。

現状と課題

- 本市では、人口減少や高齢化等により多様化・複合化の進む地域課題の解決に向けて、自治会、老人会、婦人会、PTA、市民活動団体、企業等様々な主体で構成する地域まちづくり協議会が市内全22地区で組織され、全ての地域まちづくり協議会が地域まちづくり計画を策定し、地域特性に応じた主体的な取り組みが展開されています。近年、活動内容を行事から課題解決型の事業へ転換していく考え方が醸成されつつありますが、地域まちづくり協議会によって課題や組織力、活動内容は様々であることから、今後も、財政的支援や人的支援を行うとともに、地域まちづくり協議会相互の情報共有を図る等、地域まちづくり計画のさらなる推進に向けて総合的な支援が求められます。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染リスクを低減するため、人との接触機会を減らすことやソーシャルディスタンスを確保することなど、新しい生活様式が定着しつつあります。地域まちづくり協議会が、これまでの慣例により実施していた事業を行うことができない状況の中、地域まちづくり協議会が時代の変化に対応しながら本来の目的に向かって継続的に活発な活動を展開できるよう、さらなる支援を行う必要があります。
- 地域まちづくり協議会の活動拠点施設である地区コミュニティセンター等については、老朽化が進んでいる施設もあることから、引き続き、適切な維持管理を行うとともに、市民まちづくり基金の活用を視野に入れながら計画的な整備等を行い、拠点機能の充実を図る必要があります。また、城東地区コミュニティセンターについては、市民協働センターの活用を検討する必要があります。
- 高齢者雇用安定法等により高齢就業者が増加傾向にある中、地域まちづくり活動の担い手となる人材が不足しています。次世代の地域活動の担い手を発掘・育成するため、研修会等を通して市民の地域自治に対する意識の醸成を図り、若者や子育て世代を含めた多様な世代のまちづくり活動への参加を促す必要があります。
- 地域課題の解決に向けて、地域まちづくり協議会と行政が協働して取り組むことが求められており、互いに尊重しながら、さらなる充実を図るとともに、迅速かつ的確な情報の発信・共有を行っていくことが必要です。

施策の方向

地域まちづくり活動の活性化

地域まちづくり協議会の活動への支援

地域まちづくり協議会による情報の発信・共有の推進

地域まちづくり活動拠点施設の充実

地域まちづくり活動拠点施設の整備・充実

地域まちづくり協議会の組織強化

多様な主体による地域まちづくり活動の促進

地域まちづくり活動への市民参画の促進と人材の発掘・育成

地域まちづくり協議会との連携強化

地域課題の解決に向けた地域まちづくり協議会と行政との連携強化

(2)市民参画・交流活動の促進と協働の推進

目指す姿

多様な主体が、参画・協働してまちづくりに取り組み、交流により活発な活動を行っています。

現状と課題

- 本市は、亀山市まちづくり基本条例に基づき、協働によるまちづくりを進めることとしており、協働事業提案制度等を活用し、多様な主体と行政との協働を進めています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりこれらの取り組みに停滞がみられることから、ポストコロナ時代におけるニューノーマルに対応した市民参画・協働によるまちづくりを進める必要があります。
- 本市では様々な分野で自主的・主体的な市民活動が展開されており、市民活動応援制度等により市民活動団体を支援するとともに市民協働センターの機能充実を図り、市民活動のさらなる活性化を図っています。しかしながら、市民活動においては、団体の構成員の高齢化や高齢者雇用安定法等により高齢就業者の増加等から担い手不足等の課題もあることから、市民活動を始めるきっかけとなる情報の提供や、市民活動団体の活動状況に合わせた支援を行う必要があります。
- 本市では、以前から納涼大会等の恒例イベントや地域行事等様々な機会を通して、市民が相互に交流を深めています。今後、協働によるまちづくりの活発化を促すためには市民同士の相互理解や連帯感を醸成することが求められることから、市の恒例イベントや、地域まちづくり協議会による地域行事、各地域における伝統行事等を通じて市民交流の促進、地域の連帯感の醸成につなげるとともに、ポストコロナ時代における新たな市民交流の在り方を検討する必要があります。
- 市では、歴史文化や産業等共通性のある自治体との交流を深め、自治体間での情報交換や市民の市への愛着や誇りの醸成に努めています。今後も、地域への愛着を育み、地域の活性化にもつながる地域間交流の取り組みを継続して進める必要があります。
- 市では、タイムリーかつ的確に行政情報を提供するとともに、市民参画によるまちづくりを進めるため、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなど多様な媒体を活用して、行政情報の発信を行っています。今後も、より多くの人の本市に対する理解を広めるため、各種媒体の特性を生かした情報発信に取り組み必要があります。また、主体的にまちづくりに関わる人を増やすため、引き続き市民参画による効果的な情報発信を行う必要があります。
- 市では、市民の声をまちづくりに生かすためキラリまちづくりトークの開催やパブリックコメントの実施、また、市長への手紙やご意見箱の運用等、市政に対する意見を聴く機会を確保しています。今後も、市民との相互のコミュニケーションを図るため、様々な機会を捉えて広聴機能の充実に取り組む必要があります。

施策の方向

市民活動の活性化と協働の推進

市民活動団体の活動状況に合わせた支援や相談体制の充実

市民活動団体等と行政との協働によるまちづくりの推進

市民協働センターの拠点機能の充実

市民交流・地域間交流の促進

相互理解や連帯感の醸成に向けた市民や市民活動団体の交流促進

地域間交流の促進

広報・広聴の充実

広報機能の充実

広聴機会の拡充

(3) 移住・定住の促進

目指す姿

市内外の人が、まちの魅力に共感し、このまちを選び、暮らしています。

現状と課題

- 国は、地方への人の流れをつくり東京圏への一極集中を是正するために、地方移住の促進や、地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大等を推進しています。本市においても、シティプロモーション戦略に基づく子育て世代をターゲットにした情報発信や、移住相談窓口の開設、首都圏における移住促進の取り組み等、本市への移住・定住を積極的に進めており、子育て世代の流入も相まって、近年人口は社会増で推移しています。こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響による地方移住やテレワークへの関心の高まりなど、人々の意識や行動に変化が生じており、こうした流れを踏まえ、本市への人の流れに繋げていく必要があります。
- 令和2年度に実施した市民アンケート調査では、「住み続けたい」という定住意向を全世代でみると85.0%と高くなっています。一方で、20歳代以下の世代の定住意向は、平成28年度と比較すると微減傾向がみられ、60.8%にとどまっています。このような中、本市の多彩な魅力について積極的に情報発信するシティプロモーションを展開し、本市を知ってもらいと同時にまちに対する愛着と誇りの醸成を図るなど、移住・定住と関係人口等の拡大を意識して共感性の高い情報発信を行っていく必要があります。
- 将来の地域の担い手となる若者や子育て世帯が本市に定住することは、人口減少に歯止めをかけるとともに地域活力の向上につながります。若い世代の定住には、本市の充実した子育て環境や住環境の良さ、地域資源を生かした暮らしの楽しさ等をアピールするとともに、若者が本市で働き、暮らし、楽しみながら豊かな人生を過ごせる環境づくりが求められます。
- 市では、本市への移住を促進するため、移住に関する総合的なワンストップ窓口を設置し、移住希望者への一元的な情報発信や相談対応等を行っています。全国的に地方移住志向が高まる中、本市への移住をより一層促進するためには、仕事や住まいなど、移住に必要な情報を的確に発信するとともに、移住者の受け入れ体制の充実や移住者間ネットワークの構築など、安心して本市に移住してもらえる環境づくりが必要です。

施策の方向

戦略的なシティプロモーションの推進

良質な都市イメージの展開と愛着や誇りにつながる情報発信

若者・子育て世帯の定住促進

結婚への不安解消・意識啓発

若者世代の交流促進

子育て世帯の住宅取得に対する支援

移住交流の促進

移住相談体制の充実と効果的な移住情報の発信

移住しやすい環境づくり

テレワークを活用した地方移住等の促進

(4)人権の尊重とダイバーシティ社会の推進

目指す姿

市民一人ひとりが、互いに人権を尊重し合い、多様性を認め合いながら、共に暮らしています。

現状と課題

- 基本的人権は、日本国憲法においても侵すことのできないものであると保障されており、市では「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」や「亀山市人権施策基本方針」に基づき、人権意識の啓発に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をはじめ、人権問題は社会の変化により移り変わるものでもあることから、互いの個性や多様性を尊重し、ともに暮らしていくことのできる社会の実現に向けて、小中学校での教育活動を通じた人権教育等、人権問題を解消するための取り組みを継続して行う必要があります。
- 市民一人ひとりが、多様性を認め合い、個性や能力を生かして誰もが活躍できるダイバーシティ社会の実現が求められていることから、今後も、性別や年齢、国籍、性的指向や性自認等の多様性についての社会の理解促進を図る必要があります。
- 人口減少が進む中、男女が対等な立場で参画し責任を担うまちづくりが求められており、本市では「亀山市男女が生き生き輝く条例」や「男女共同参画基本計画」に基づき、市民活動団体との協働や男女共同参画週間に合わせた啓発活動等を通して市民一人ひとりの意識啓発に取り組むとともに、審議会等における女性登用を進めています。今後も男女共同参画の意識を高め、男女が性別に関わりなく活躍できる社会の実現を図るとともに女性に対するDV等、あらゆる暴力の防止を図る必要があります。
- 社会経済情勢の変化によりグローバル化が進む中、本市には多くの外国人住民が定住していることから、外国人生活相談窓口を設置し、12言語に対応したタブレット端末や三者間電話を活用することで相談体制の充実化を図っています。また、市ホームページの外国語サイトや外国語版広報紙「かめやまニュース」等により、様々な情報提供を行うことで、外国人住民の暮らしにおける不安の解消に努めています。今後も、時代の変化に対応しながら外国人住民への情報発信や相談体制の充実を図るなど、多文化共生社会の実現に向けて相互理解を深めていく必要があります。

施策の方向

人権を尊重し合えるまちづくりの推進

人権の啓発と人権尊重の視点に立った施策推進
人権教育推進協議会と人権ネットワークの活動の促進
関係機関と連携した相談支援体制の充実

男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けた活動の展開
セクハラ、DV被害等の相談体制の充実と被害者への支援
多様な性的指向・性自認への理解の促進

多文化共生の推進

外国人住民の暮らしの不安解消に向けた相談体制の充実と情報発信
相互理解の推進と国際交流活動への支援

6. 行政経営

- (1)組織力の強化と働き方改革の推進
- (2)財産・情報の適正な管理・活用
- (3)行政DXの推進
- (4)持続性を保つ健全な財政運営

(1)組織力の強化と働き方改革の推進

目指す姿

職員が、個々の能力を生かせる組織体制のもと、柔軟な働き方を実践しています。

現状と課題

- 本格的な人口減少時代を迎え全国的に地方創生の取り組みが進められる中、持続可能な自治体経営を行うためには、行政職員一人ひとりが高い倫理観と使命感を持ち、多様化する行政ニーズに的確に対応していくとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、ポストコロナ時代におけるニューノーマルに対応した働き方が求められています。一方で、一部業務における長時間労働の是正や従来の働き方を見直す等、職員の心身の健康に配慮した職場環境づくりに取り組み、職員のワーク・ライフ・バランスの更なる推進を図ることが求められています。
- 本市では、令和元年6月に亀山市職員コンプライアンス条例を制定し、職員の公務員倫理の保持、法令遵守を推進するための環境づくり及び体制整備を進めています。今後も透明でより市民に信頼される市政の確立に向け、職員のコンプライアンス意識のさらなる醸成を図る必要があります。
- 本市では、前期基本計画に掲げた施策を着実に推進する体制を整備するとともに、職員のマネジメント能力の育成・強化を目的として組織・機構の再編を行い、平成30年度から、それまでの二層管理体制から三層管理体制へ移行しました。令和4年度からは、後期基本計画を着実に推進するため、多様化の進む行政ニーズに的確に対応できる体制を構築するとともに、緊急課題に対応するためのタスクフォースを設置する等、フレキシブルな組織運営を行います。
- 本市では、亀山市人材育成基本方針に掲げる職員像の実現に向け、職員の階層別研修等を計画的に実施し職員の資質・能力の向上に努めています。今後は、行政ニーズの多様化やDXの急速な進展等に的確に対応するため、時代に対応した職員の能力向上と人材育成を図るとともに、公正・公平な人事評価制度の運用に努める必要があります。
- 平成31年から働き方改革関連法が順次施行され、多様な働き方を選択できる社会の実現を目指す取り組みが進められています。急速に進展するデジタル技術を活用した業務の効率化や、テレワーク等を活用した柔軟な働き方への取り組み等、市役所が率先して働き方改革を推進するとともに、職員が安全に安心して働くことができるよう、職場環境の安全・衛生管理に努める必要があります。
- 様々な分野における行政需要の多様化・高度化に対応するため、会計年度任用職員を活用し、正規職員の数を増やすことなく、業務を効率的かつ適正に進めています。一方で、全職員に占める会計年度任用職員の割合は高くなっています。持続可能な行政経営を行うため、今後も、令和2年2月に策定した第4次定員適正化計画に基づき適正な定員管理に努め、真に正規職員が必要な場合には正規職員を配置し、正規職員と非正規職員のバランスの適正化を図る必要があります。

施策の方向

地方創生を推進する職員の能力の向上と人材育成の強化

時代に即した職員の能力形成

職員のコンプライアンス意識とコスト意識の高揚

行政課題に的確に対応する組織体制とマネジメント機能の強化

多様な行政ニーズに対応できる組織体制の構築

組織マネジメントの強化

職員の能力及びモチベーションを高めることができる人事評価制度の構築

勤務実態に応じた適正な人員配置と正規職員・非正規職員のバランスの適正化

市役所働き方改革の推進

安心して働き続けられる環境づくりの推進

柔軟な働き方による職員のワーク・ライフ・バランスの実現

職場の安全衛生の推進

(2)財産・情報の適正な管理・活用

目指す姿

市の財産と情報が適切に管理されています。

現状と課題

- 市では、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)を活用した各種証明書のコンビニ交付を開始する等、マイナンバーカードを活用した市民の利便性の向上や行政の効率化などを推進していますが、一方で、適切な個人情報の管理運用の徹底が求められています。また、本市の業務の多くが情報システムやネットワークに依存していることから、市民生活や地域の経済社会活動を保護するため高度化するサイバー攻撃等への対策の強化が必要です。今後も、本市が保有する情報を守るため、職員の意識を高めるとともに、セキュリティ対策を強化する等、行政情報を適切に管理していく必要があります。また、紙媒体で管理している多くの公文書についても、保存方法を検討するなど適切な管理が必要です。
- 地方公共団体は、全国的に厳しい財政状況が続く中、人口減少や高齢化の進行に伴い公共施設等の利用ニーズの変化が予想されるとともに、保育所、幼稚園、小中学校については、多くの施設で老朽化が進んでいます。本市においても市が保有する公共施設を資産として捉え、公共施設等総合管理計画に基づき施設の統廃合等に取り組むほか、新地方公会計制度で作成した貸借対照表や行政コスト計算書等の財務書類4表を活用し、資産全体の効用を最大化するための総合的かつ戦略的なマネジメントを行うなど、効率的な施設管理に取り組む必要があります。また、行政財産については、利用状況を考慮した上で、さらなる有効活用について検討を行う必要があります。
- 建設から60年以上経過している市庁舎について、災害時における防災拠点としての在り方等を考慮し新庁舎整備に向けた取り組みを進めており、新庁舎整備の指針となる基本的な考え方を示す亀山市新庁舎整備基本計画の策定に取り組んでいます。新庁舎の整備については、都市機能や防災機能のほか、今後の行政サービスの在り方やDXの進展等を踏まえつつ、環境に配慮したものとするため、次代にふさわしい庁舎の整備に向けた検討を行うほか、新庁舎整備に向けた財源確保を図る必要があります。

施策の方向

行政情報の適切な管理

職員の意識向上と情報セキュリティ対策の強化

デジタル技術を活用した公文書保存の最適化

公有財産の効率的・効果的な活用

公共施設等総合管理計画に基づく適正な施設管理の推進

高いコスト意識による効率的な施設管理と長期的視点に立った公共施設の整備

新庁舎整備の推進

次代にふさわしい新庁舎の整備

(3)行政DXの推進

目指す姿

市民が、デジタル技術の活用により、利便性の高い行政サービスを受けることができます。

現状と課題

- デジタル技術が加速度的に進展し、日々の暮らしの利便性が向上する一方で、少子高齢化に伴う労働人口の減少が進む中、行政に対するニーズはますます多様化、複雑化していくことが予想されます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで対面で行ってきた日常生活や行政手続き、経済活動のオンライン化を進めていく必要が生じています。このような劇的な変化に対応していくため、社会全体のDXが進められており、国においては、令和3年9月にデジタル庁が創設される等、その動きは加速しています。地方公共団体においても、DXの推進による行政サービスのより一層の質の向上と業務の効率化が求められており、本市においても、マイナンバーカードの更なる普及とマイナンバーカードを活用した行政手続きのオンライン化等、行政サービスのデジタル化を推進し利便性を向上させるほか、デジタル技術を積極的に活用した業務効率化を進め、スマート自治体への転換を図る必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言下等における外出自粛等が求められた結果、在宅勤務等、新たな働き方が定着しつつあります。こうした状況下において、行政においても、ポストコロナ時代のニューノーマルにおける業務効率の向上と、仕事と生活の調和を実現するための新たな働き方の一つとして、さらには、感染症の拡大時、災害発生時等の業務継続性を確保するため、テレワークの一層の促進に取り組む必要があります。
- 本市におけるDXを推進するために必要な、高度かつ専門的な知見を持った上で、行政の実務に即したデジタル技術の導入の判断や助言を行うことができる人材を確保するとともに、職員が自らデジタル技術を活用して課題解決できるよう、広く職員のデジタルリテラシーを向上させる必要があります。
- 本市におけるDXを進めるに当たり、デジタル技術の利活用により、利用者の年齢、障がいの有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、誰もがデジタル化によるメリットを享受できる環境の整備に取り組む必要があります。
- 公共データを誰もが利用しやすい形でアクセスできるようにするオープンデータの取り組みは、行政の透明性の向上とともに、事業者における創意工夫を生かした多様なサービスの迅速かつ効率的な提供、官民協働での諸課題の解決等、社会全体の生産性向上に資するものとして推進しています。今後、DXを進める中で、その恩恵をもたらすものとして不可欠な取り組みであることから、オープンデータ・バイ・デザインの考え方にに基づき、公共データの公開と活用を進める必要があります。

施策の方向

行政DXの推進基盤の整備

- 情報システムの標準化・共通化
- デジタル技術を活用した業務の効率化・迅速化
- デジタル技術を活用した職員の多様な働き方の実現
- 行政DXの推進に向けた人材の育成・確保

行政DXによる市民サービスの向上

- デジタル・デバイド(情報格差)への対応
- マイナンバーカードのさらなる普及促進
- マイナンバーカードを活用した市民の利便性向上
- 経済活性化や課題解決に向けた行政情報のオープンデータ化の推進

(4)持続性を保つ健全な財政運営

目指す姿

市の財政状況が、健全な運営により持続性を保ち続けています。

現状と課題

- 本市では、税制改正による法人市民税の減収等、歳入の減収傾向が続いています。一方で、社会保障費や公共施設の更新費用の増加が見込まれ、今後も厳しい財政状況が続く見込みです。こうした中で、行財政改革を着実に推進し、持続可能な行財政運営を図るとともに、地方公会計により市の財政状況を多面的に分析し、市民と的確な情報共有を図ることが求められています。
- 市税の減収等により、一般財源不足が見込まれ、また、新型コロナウイルス感染症の影響等も危惧される中においても、市民への負担を増加させることなく、現行の行政サービスの水準を維持するため、保有する基金の有効活用を図る必要があります。
- 本市においては、市税収入が減収傾向にある中、安定的な財源確保を図るため、市税等の適切な賦課徴収を徹底するとともに、資金運用や未利用財産の活用のほか、ふるさと納税制度の積極的な活用等、市税以外での財源確保に努める必要があります。また、限られた財源を有効に活用するため、PDCAサイクルによる事務事業評価や事業再編により各事業の実施効果を高める等、選択と集中による施策推進を図る必要があります。
- 厳しい財政状況が続く中、令和4年4月から農業集落排水事業を企業会計へ移行するとともに、公共下水道事業会計と一本化し、下水道事業のさらなる経営体制の強化を図っています。今後も、公営企業や外郭団体については、業務の効率化によるコストの削減や自主財源の確保を図り、一般会計からの繰出金や補助金等に依存することのない自立した経営を図る必要があります。
- 国からの権限移譲等については、市の自主性・自立性を高めるため、人的・財政的な側面を踏まえた上で、市民サービスに効果的なものを選別する必要があります。
- これまで鈴鹿亀山広域連合での介護保険制度等の取り組みや、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」、伊賀市・滋賀県甲賀市との「広域連携推進会議」等、さらには、その他の連携協定の締結により、県内外の自治体と様々な分野で広域的な連携を深めています。今後も、これらの連携基盤を生かしながら、広域的な行政課題の解決や地域振興、効率的・効果的な行政経営につながる広域連携を進めていく必要があります。

施策の方向

多様な手法による安定した財源の確保

市税の公平・公正な賦課徴収

公有財産の有効活用による財源の確保

ふるさと納税制度の取り組み推進

財源の有効活用

中長期的な見通しを持った財政運営の推進

効率的・効果的な事業推進と事務事業のスクラップアンドビルドの推進

地方公会計を活用した多面的な財政状況の分析と情報開示

大規模事業の実施に係る基金の有効活用

企業会計及び外郭団体の自立した経営の推進

地方公営企業における健全な財政運営の推進

外郭団体の自立した経営の促進

地方分権と広域連携の推進

市の自主性・自立性を高める権限移譲への的確な対応

効率的・効果的な行政経営に向けた広域的な政策連携の推進